

## <概要>

### 1. 適用範囲

この適用細則は、『日本目録規則2018年版』(以下「NCR2018」)の「第2部 属性」のうち「セクション3 個人・家族・団体」の部分扱う。

### 2. 適用対象

#### <書誌データ>

全国の大学図書館等が所蔵する図書、逐次刊行物等の書誌データを対象とする。

#### <典拠データ>

この適用細則が対象とする書誌データに対応して作成されるすべての典拠データを対象とする。

### 3. 本則、別法、任意規定について

原則としてNCR2018の本則または別法を採用するが、条項によってはそのいずれでもない独自の規定を設けたり、任意規定を敷衍したりしている場合がある。

条文をそのまま適用する場合および適用しない場合は、条文でなく「適用」、「非適用」の語句のみを示す。本則を適用する場合は、別法については言及しない。また、別法を適用する場合は、本則については言及しない。本則・別法のいずれも適用しない場合は、本則についてのみ「非適用」の語句を示し、別法については言及しない。本則または別法の大意はそのまま、条文の一部のみを修正する場合には、「一部適用」の語句と共に、修正方針についてのコメント、あるいは、修正条文案を示す。適用対象外の規定については、「対象外」の語句と共にグレイアウトの表示にする。

### 4. 出力形式および記号法について

この適用細則は書誌データおよび典拠データの記録方法を定めることを主眼とするため、出力形式および区切り記号については原則として言及しない。

### 5. 凡例

#### ・エレメント

次の記号により、エレメント、エレメント・サブタイプ、サブエレメントを示す。

E: エレメント

ES: エレメント・サブタイプ

S: サブエレメント

#### ・コア・エレメント

NCR2018においてエレメント、エレメント・サブタイプ、サブエレメントがコア・エレメントである場合に、「\*」を記載する。コア・エレメントの適用／非適用については「#0付表 コア・エレメント一覧」で示す。

#### ・条項番号

NCR2018の条項番号を示す。

#### ・条項見出し

NCR2018の各条項の見出しまたは中見出しを示す。

#### ・適用/非適用/一部適用

NCR2018の各条項の「適用」、「非適用」「一部適用」を示す。独自の規定を設けたり、任意規定を敷衍したりしている場合は、条項単位で該当条文を示す。

#### ・適用/非適用/一部適用の理由

判断理由、「一部適用」の場合における修正方針についてコメントを示す。適用対象外については「対象外」と記載する。

要素	7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	
		#6	個人				
		#6.0	通則	この章では、個人の属性の記録について規定する。 個人には、共有筆名を使用する複数の個人を含む。また、伝説上または架空の個人、人間以外の実体をも含む。 記録する要素として、名称、名称以外の識別要素、説明・管理要素がある。個人の名称には、第一の識別要素である個人の優先名称と、個人の異形名称とがある。	適用		
		#6.0.1	記録の目的	個人の属性の記録の目的は、個人の識別を可能とすることである。	適用		
		#6.0.1.1	規定の構成	個人の属性については、その通則を#6.0で、名称を#6.1～#6.2で、名称以外の識別要素を#6.3～#6.8で、説明・管理要素を#6.9～#6.24で規定する。（参照：個人に対する典拠形アクセス・ポイントの構築については、#26を見よ。）	適用		
		#6.0.2	情報源	個人の属性を記録するにあたって、その情報源は特に規定しない限りどこでもよい。 （参照：優先名称については、#6.1.2を見よ。異形名称については、#6.2.2を見よ。）	適用		
		#6.0.3	記録の方法	個人の名称は、規定した情報源から採用した情報を、#1.11～#1.12.3に従って記録する。 （参照：#6.1.4、#6.2.3を見よ。） 名称以外の識別要素は、#6.3.3～#6.8.3に従って記録する。 説明・管理要素は、#6.9.3～#6.24に従って記録する。	適用		
E			<#6.1～#6.2 個人の名称>	個人の名称は、エレメントである。 個人の名称には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 個人の優先名称（参照：#6.1を見よ。） b) 個人の異形名称（参照：#6.2を見よ。）			
ES	*	#6.1	個人の優先名称	個人の優先名称は、個人の名称のエレメント・サブタイプである。 個人の優先名称は、コア・エレメントである。	5.1.2.1A	適用	
		#6.1.1	記録の範囲	個人の優先名称とは、個人を識別するために選択する名称である。 優先名称はその個人に対する典拠形アクセス・ポイントの基礎としても使用する。 （参照：個人に対する典拠形アクセス・ポイントの構築については、#26.1を見よ。） 優先名称として選択しなかった名称や、優先名称として選択した名称の異なる形は、異形名称として記録することができる。 （参照：#6.2を見よ。）	適用		
		#6.1.2	情報源	個人の優先名称の情報源は、#6.1.3～#6.1.3.2Dで特に規定しない限り、次の優先順位で採用する。 a) 個人と結びつく資料の優先情報源 b) 個人と結びつく資料に表示された、形式の整ったその他の情報 c) その他の情報源（参考資料を含む） （参照：#6.0.2を見よ。）	5.1.2.1D1.1 5.1.2.1D1.2	一部適用	典拠形アクセス・ポイントとして採用する名称の情報源となる場所は当該資料本体中のいずれの場所からでもよい。 また、単一の資料中の複数箇所に複数の異なる字種・字体が記載されている場合は、そのうちの最も共通性の高いものを選択採用する。 著名な著者や多作な著者、作成時の目録対象資料の如何にかかわらず、最もよく知られた形、若しくは多くの参考資料に記載されている形を採用することができる。
		#6.1.3	優先名称の選択	個人の優先名称には、一般によく知られている名称を選択する。優先名称には、個人の本名、筆名、貴族の称号、あだ名、イニシャルなどがある。 （参照：同一個人の複数の名称については、#6.1.3.1を見よ。同一名称の異なる形については、#6.1.3.2を見よ。）	適用		

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由
		#6.1.3.1	同一個人の複数の名称	個人の複数の異なる名称が、名称の変更によって生じた場合、または名称の使い分けによる場合は、#6.1.3.1A～#6.1.3.1Bに従う。それ以外の場合で、複数の異なる名称の中に最もよく知られている名称があるときは、それを優先名称として選択する。 最もよく知られている名称がない場合、または判断できない場合は、次の優先順位に従って優先名称を選択する。 a) 参考資料で多く用いられている名称 b) その個人と結びつく資料で多く用いられている名称 c) 最新の名称	5.1.2.1D1.2	一部適用 著名な著者や多作な著者、作成時の目録対象資料の如何にかかわらず、最もよく知られた形、若しくは多くの参考資料に記載されている形を採用することができる。
		#6.1.3.1A	名称の変更	個人が名称を変更した場合は、最新の名称を優先名称として選択する。ただし、以前の名称の方が、その個人のよりよく知られる名称であると判断した場合は、その名称を優先名称として選択する。 (参照: 個人に対する典拠形アクセス・ポイントの構築については、#26.1を見よ。)		非適用
		#6.1.3.1A	名称の変更 別法	*個人が新旧の名称で資料と結びつか、または双方の名称で知られている場合は、それぞれの名称を優先名称として選択する。 選択したそれぞれの優先名称を基礎として典拠形アクセス・ポイントを構築し、相互に関連づける*。 (参照: #46.1を見よ。)	5.1.4.2	適用
		#6.1.3.1B	名称の使い分け	個人が使用範囲を定めて複数の名称を使い分けしている場合は、それぞれの名称を優先名称として選択する。 選択したそれぞれの優先名称を基礎として典拠形アクセス・ポイントを構築し、相互に関連づける。 (参照: #46.1を見よ。)	5.1.4.2	適用
		#6.1.3.2	同一名称の異なる形			
		#6.1.3.2A	言語	個人の名称に複数の言語による形がある場合は、最もよく見られる言語による形を優先名称として選択する。 最もよく見られる言語による形を容易に特定できない場合は、その個人の居住国、活動国で最もよく見られる言語による形を選択する。最もよく見られる言語による形を判断できない場合は、データ作成機関で定める言語による形を選択する。	5.1.0.1A	一部適用 個人の名称に複数の言語による形がある場合は、その著者が主に著作で使用する言語による形を優先名称として選択する。 主に著作で使用する言語による形を容易に特定できない場合は、その個人の居住国、活動国で主に著作で使用する言語による形を選択する。主に著作で使用する言語あるいはその言語の名称が容易に判明しない場合は、最初に典拠データ作成時に用いた目録対象資料中本体に表記されている字種・字体のままを記録する。  ただし、日本語、中国語、韓国・朝鮮語およびラテン文字を用いる言語は表示形、それ以外の言語の優先名称は翻字形とする。翻字法は以下を参照する。 ALA-LC Romanization Tables ( <a href="https://www.loc.gov/catdir/cpsol/roman.html">https://www.loc.gov/catdir/cpsol/roman.html</a> )
		#6.1.3.2A	言語 別法	*個人の名称は、データ作成機関で定める言語による形を優先名称として選択する*。		非適用

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	
		#6.1.3.2B	文字種・読み	<p>a) 日本人 漢字および（または）仮名による表示形を優先名称として選択する。ただし、その他の表示形で一般に知られている場合は、これを選択する。読みは個人と結びつく資料の優先情報源における表示を優先して選択する。優先情報源に読みの表示がなければ、個人と結びつく資料のその他の情報源、参考資料、一般的な読みの順に選択する。</p> <p>漢字および（または）仮名による表示形が不明な日本人の名称は、最もよく見られるその他の表示形を優先名称として選択する。</p> <p>b) 中国人 漢字による表示形を優先名称として選択する。必要に応じて、データ作成機関の定めに従って、読みを記録する。 漢字による表示形が不明な中国人の名称は、片仮名による表示形、その他の表示形を、この優先順位で選択する。</p> <p>c) 韓国・朝鮮人 漢字による表示形またはハングルによる表記の形を優先名称として選択する。必要に応じて、データ作成機関の定めに従って、読みを記録する。 漢字による表示形およびハングルによる表記の形が不明な韓国・朝鮮人の名称は、片仮名による表示形、その他の表示形を、この優先順位で選択する。</p> <p>d) 日本人、中国人、韓国・朝鮮人以外の個人 表示形または翻字形を優先名称として選択する。 (参照: #6.1.3.2A を見よ。)</p>	5.1.2.1D 5.1.2.1F	一部適用	<p>日本語、中国語、韓国・朝鮮語およびラテン文字を用いる言語は表示形、それ以外の言語の優先名称は翻字形とする。</p> <p>読みは、</p> <p>a) 日本人 ヨミの情報源は典拠データ作成時に用いた目録対象資料のいずれの場所からでもよい。ヨミが存在しなかった場合、あるいは目録対象資料を情報源として採用しない場合は、次の手段によってヨミを調査し、採用・記録することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 本人若しくは家族からの回答</li> <li>2) 勤務先からの回答</li> <li>3) ヨミの根拠を明らかにした典拠録、人名事典等の二次資料</li> <li>4) 出版者からの回答</li> </ol> <p>上記に示した手段によってもヨミが判明しない場合、若しくは上記のいずれの手段も行い得ず、ヨミの特定が不可能な場合は、常識的に考えられ得る推量形を記録し、その旨注記する。</p> <p>b) 中国人、c) 韓国・朝鮮人はそれぞれ対応する規定を参照する。(→「中国語資料用コーディングマニュアル(案)」「韓国・朝鮮語資料の取扱い」及び同解説)</p>

エレメント	7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	
		#6.1.3.2B	文字種・読み 別法	<p>a) 日本人 漢字および（または）仮名による表示形を優先名称として選択する。ただし、その他の表示形で一般に知られている場合は、これを選択する。読みは個人と結びつく資料の優先情報源における表示を優先して選択する。優先情報源に読みの表示がなければ、個人と結びつく資料のその他の情報源、参考資料、一般的な読みの順に選択する。 *漢字および（または）仮名による表示形が不明な日本人の名称は、最もよく見られるその他の表示形からデータ作成機関が片仮名表記形を作成して、優先名称として選択する*。</p> <p>b) 中国人 漢字による表示形を優先名称として選択する。*その読みは、日本語読み、母語読みの優先順位で選択する。なお、漢字の人名のみに使用される日本語読みは、それを選択する。 漢字による表示形が不明な中国人の名称は、片仮名表記形を選択する*。</p> <p>c) 韓国・朝鮮人 *漢字による表示形を優先名称として選択する。韓国・朝鮮人の名称に含まれるハングルは、漢字または片仮名に置き換える。その読みは、母語読み、日本語読みの優先順位で選択する。 漢字による表示形が不明な韓国・朝鮮人の名称は、片仮名表記形を選択する*。</p> <p>d) 日本人、中国人、韓国・朝鮮人以外の個人 *最もよく見られる片仮名による表示形またはデータ作成機関が入手した資料に見られる片仮名による表示形を、優先名称として選択する。 片仮名による表示形が不明な場合は、データ作成機関がその他の表示形または翻字形から片仮名表記形を作成して、優先名称として選択する*。</p>		非適用	
		#6.1.3.2C	詳細度	個人の名称に詳細度の異なる形が複数ある場合は、最もよく見られる形を優先名称として選択する。 最もよく見られる形が容易に特定できない場合は、最新の形を選択する。最新の形が判断できない場合は、より詳細な形を選択する。		適用	
		#6.1.3.2D	綴り	個人の同一名称に複数の綴りがあり、それが翻字の相違に由来しない場合は、最もよく見られる形を選択し、多くの形が不明の場合は、最初に入手した資料に現れる形を選択する。 翻字の相違に由来する場合は、データ作成機関で定める翻字法による形またはよく見られる形を採用することを原則とする。		適用	
		#6.1.4	記録の方法	個人の優先名称は、#6.0.3 および#6.1.4.1～#6.1.8.6 に従って記録する。 （参照: #1.11～#1.12.3 を見よ。） （参照: 言語および文字種の選択については、#6.1.3.2A、#6.1.3.2A 別法、#6.1.3.2B、#6.1.3.2B 別法を見よ。） （参照: 各種の名称の記録の方法については、#6.1.5～#6.1.8.6 を見よ。）		適用	
		#6.1.4.1	姓名の形をもつ名称	姓名の形をもつ名称は、姓を記録し、コンマ、スペースで区切って、名を記録する。名称に含まれる尊称や敬称は省略する。 姓名の形をもつ名称は、本名の場合も筆名の場合もある。また、複数の個人による共有筆名で、姓と名のように慣用されている名称の場合もある。	5.1.2.1D1.6	適用	

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	
		#6.1.4.2	姓または名だけの名称	姓または名の一方しか明らかでないか、一方でのみ知られている個人は、その名称を記録する。敬称等の語句を伴う場合に、識別に必要なときは、省略せず、コンマ、スペースで区切って記録する。ただし、その語句が姓または名と分ちがたい場合は、コンマ、スペースで区切らずに続けて記録する。	5.1.2.1D1.9	適用	姓または名の一方しか明らかでないか、一方でのみ知られている個人は、その名称を記録する。原則として、本名や正式な姓名が判明・確認できた場合でも採用しない。
		#6.1.4.3	姓と名から構成されていない名称	姓と名から構成されていない名称は、本名の場合も筆名の場合もある。また、複数の個人による共有筆名の場合もある。 姓と名から構成されていない名称は、表示されている形で記録する。  読みを記録する場合は、適切な単位に分ち書きして記録する。記号や数字を含む名称、句や文の形の名称、団体名の形をとる名称などは、表示されている形で記録する。読みを記録する場合は、適切な単位に分ち書きして記録する。 配偶者や家族、親戚などの名称と、その続柄を表す語句や続柄の敬称等の語句を含む場合は、それらの語句を含めて記録する。漢字および（または）仮名による表示形、またはハングルによる表記の形の場合は、表示されている形で記録する。その他の表示形または翻字形の場合は、コンマ、スペースで区切って記録する。 （参照：日本人の名称については、#6.1.5.5を見よ。日本人、中国人、韓国・朝鮮人以外の個人の名称については、#6.1.8.6を見よ。）	5.1.2.1D1.10	適用	
		#6.1.4.4	世系	世系は、優先名称の一部として記録する。 （参照：日本人の世系については、#6.1.5.6を見よ。日本人、中国人、韓国・朝鮮人以外の個人の世系については、#6.1.8.5、#6.1.8.6を見よ。） 世系は、よく見られる形を記録する。ただし、複数の個人が同一名称を有する場合は、世系の形は一貫したものとする。	5.1.2.1D1.4	適用	
			<#6.1.5～#6.1.8 各種の名称>				
		#6.1.5	日本人の名称	日本人の名称は、#6.1.4～#6.1.4.4によるほか、次のとおりとする。漢字および（または）仮名による表示形を選択した日本人の名称は、あわせてその読みを記録する。漢字は、原則として個人と結びつく資料や参考資料でよく見られる字体で記録する。読みは、片仮名読み形および（または）ローマ字読み形で、姓名をコンマ、スペースで区切って記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する。読みと表示形が完全に一致する場合は、読みの記録を省略できる。 その他の表示形を選択した日本人の名称は、姓を記録し、コンマ、スペースで区切って、名を記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する。読みと表示形が完全に一致する場合は、読みの記録を省略できる。	5.1.2.1D1.5	一部適用	日本人の名称は、#6.1.4～#6.1.4.4によるほか、次のとおりとする。 漢字および（または）仮名による表示形を選択した日本人の名称は、あわせてその読みを記録する。漢字は、原則として個人と結びつく資料や参考資料でよく見られる字体で記録する。読みは、片仮名読み形で、姓名をコンマ、スペースで区切って記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する。

エレメント	7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	
		#6.1.5	日本人の名称 別法	日本人の名称は、#6.1.4～#6.1.4.4によるほか、次のとおりとする。 漢字および（または）仮名による表示形を選択した日本人の名称は、あわせてその読みを記録する。*漢字は、原則として常用漢字で記録する。読みは、片仮名読み形で、姓名をコンマ、スペースで区切って記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する*。読みと表示形が完全に一致する場合は、読みの記録を省略できる。 *片仮名表記形を選択した日本人の名称は、姓を記録し、コンマ、スペースで区切って、名を記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する。読みと片仮名表記形が完全に一致する場合は、読みの記録を省略できる*。 （参照：文字種、読みの選択については、#6.1.3.2B別法a）を見よ。）		非適用	
		#6.1.5.1	複合姓等	複合姓のように、日本人の名称の要素と外国人の名称の要素から構成されている名称は、本人が常用している形か、慣用形で記録する。	5.1.2.1D1.6.3	一部適用	日系人や、外国籍の人との結婚等により、複数の姓を持つ場合のような複雑な姓名形を持つ著者の場合、その順序については基本的には最初に典拠データ作成時に使用した目録対象資料にある表記形、順序に従って記録する。 ただし、姓名を倒置させている著者については、「姓,名」の形で記述する。またヨミも同じ形、順序で記録する。
		#6.1.5.2	姓名の順が逆転している名称	名、姓の順に構成されている筆名、芸名などは、その順に、コンマで区切らずに記録する。その読みは、分ち書きして記録する。	5.1.2.1D1.8.1 5.1.2.1D1.8.2	適用	実際の姓名ではないが、実際に存在する姓名であるかのような形をしたペンネームや芸名等の名称については、それぞれの要素を姓と名とにみなして分離し、姓名形として記録する。 姓と名に分離することが困難な形をした通称やペンネームや芸名等の名称については、全体を一語とみなして記録する。ヨミは名称の各要素単位で分ち書きを行う。
		#6.1.5.3	姓と名のように慣用されている名称	姓と名ではないが、姓と名のように慣用されている名称は、姓と名の場合と同様の形で記録する。 a) 姓と雅号から成る名称 b) 全体が筆名、雅号、屋号である名称 c) 地名が姓のように慣用されている名称	5.1.2.1D1.7	適用	
		#6.1.5.4	姓名の間に「ノ」を入れて読む名称	おおそ中世までの人名で慣用される、姓と名の間の「ノ」の読みは、原則として記録しない。ただし、姓が短い場合に例外的に「ノ」を記録することがある。	5.2.1.1D1.13	一部適用	姓と名の間に「ノ」を入れて読まれる場合のヨミについては、原則として「ノ」は記録しない。 ただし例外的に姓が一音節の場合には姓のヨミに「ノ」を加えた形で記録する。また続柄を表す「ノ」については前後にスペースを入れてその一文字のみを独立させた形で記録する。
		#6.1.5.5	姓と名から構成されていない名称	姓と名から構成されていない名称は、表示されている形で記録し、その読みは、適切な単位に分ち書きして記録する。	5.1.2.1D1.8.2	適用	姓と名に分離することが困難な形をした通称やペンネームや芸名等の名称については、全体を一語とみなして記録する。ヨミは名称の各要素単位で分ち書きを行う。
		#6.1.5.6	世系を含む名称	世襲する世系は、よく見られる形を優先名称の最後に記録する。ただし、複数の個人が同一名称を有する場合は、世系の形は一貫したものとする。	5.1.2.1D1.4	適用	

エレメント	7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	
		#6.1.5.7	天皇・皇族の名称	<p>天皇、皇后、皇太子、皇太子妃は、敬称とあわせて、「天皇陛下」、「皇后陛下」、「皇太子殿下」、「皇太子妃殿下」と記録する。</p> <p>追号された天皇、皇后は、その追号を記録する。</p> <p>親王、内親王は、名と「親王殿下」または「内親王殿下」をあわせて記録する。</p> <p>宮家を創設または継承した親王については、宮号を姓とみなして、通常の姓名の形をもつ名称として記録する。その宮家の親王妃、親王、内親王、王、女王などについても、同様の形で記録する。</p>	5.1.2.1D1.11	一部適用	<p>現行の天皇・皇室の名称の扱いについては、「天皇陛下」「皇后陛下」とする。「今上天皇」等の名称は採用しない。</p> <p>現行の天皇・皇室以外の名称については、基本的に名称の全体をもって一語とする。ヨミは諡と天皇との間をスペースで区切る。</p> <p>また、「上皇、大皇」等の名称は使用せず、「天皇」に統一する。</p> <p>「親王」については「内親王」はその形が付された形が一般的に知られている場合は、採用する。その他「入道親王、法親王」等の名称は原則として採用しない。しかし、その名称の方が一般的であると判断される場合はその限りではない。</p>
		#6.1.6	中国人の名称	<p>中国人の名称は、#6.1.4～#6.1.4.4によるほか、次のとおりとする。</p> <p>a) 漢字による表示形を選択した中国人の名称は、原則として個人と結びつく資料や参考資料でよく見られる字体（繁体字・簡体字を含む）で記録する。読みは、必要に応じて記録する。片仮名読み形および（または）ローマ字読み形（ピンインを含む）で、姓名をコンマ、スペースで区切って記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する。</p> <p>b) その他の表示形を選択した中国人の名称は、姓を記録し、コンマ、スペースで区切って、名を記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する。読みは、必要に応じて記録する。片仮名読み形および（または）ローマ字読み形（ピンインを含む）で、姓名をコンマ、スペースで区切って記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する。</p> <p>（参照：文字種、読みの選択については、#6.1.3.2Bb)を見よ。）</p>		適用	<p>中国人の名称・ヨミはそれぞれ対応する規定を参照する。（→「中国語資料用コーディングマニュアル（案）」）</p>
		#6.1.6	中国人の名称 別法	<p>中国人の名称は、#6.1.4～#6.1.4.4によるほか、次のとおりとする。</p> <p>a) *漢字による表示形を選択した中国人の名称は、原則として常用漢字で記録する。繁体字・簡体字は、対応するものがあれば常用漢字に置き換える。あわせてその読みを記録する。読みは、片仮名読み形で、姓名をコンマ、スペースで区切って記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する。</p> <p>b) 片仮名による表示形または片仮名表記形を選択した中国人の名称は、姓を記録し、コンマ、スペースで区切って、名を記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する。</p> <p>あわせてその読みを記録する。読みと片仮名による表示形または片仮名表記形が完全に一致する場合は、読みの記録を省略できる*。</p> <p>（参照：文字種、読みの選択については、#6.1.3.2B別法b)を見よ。）</p>		非適用	

エレメント	7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	
		#6.1.7	韓国・朝鮮人の名称	<p>韓国・朝鮮人の名称は、#6.1.4～#6.1.4.4)によるほか、次のとおりとする。</p> <p>a) 漢字による表示形を選択した韓国・朝鮮人の名称は、原則として個人と結びつく資料や参考資料でよく見られる字体（ハングルを含む場合がある）で記録する。読みは、必要に応じて記録する。片仮名読み形および（または）ローマ字読み形、またはハングル読み形で、姓名をコンマ、スペースで区切って記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する。</p> <p>b) ハングルによる表記の形 または その他の表示形 を選択した韓国・朝鮮人の名称は、姓を記録し、コンマ、スペースで区切って、名を記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する。読みは、必要に応じて記録する。片仮名読み形および（または）ローマ字読み形、またはハングル読み形で、姓名をコンマ、スペースで区切って記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する。</p> <p>（参照：文字種、読みの選択については、#6.1.3.2Bc)を見よ。）</p>		適用	韓国・朝鮮人の名称・ヨミはそれぞれ対応する規定を参照する。（→「韓国・朝鮮語資料の取扱い」及び同解説）
		#6.1.7	韓国・朝鮮人の名称 別法	<p>韓国・朝鮮人の名称は、#6.1.4～#6.1.4.4)によるほか、次のとおりとする。</p> <p>a) *漢字による表示形を選択した韓国・朝鮮人の名称は、原則として常用漢字で記録する。すべてまたは一部がハングルの場合は、漢字および（または）仮名に置き換えて記録する。あわせてその読みを記録する。読みは、片仮名読み形で、姓名をコンマ、スペースで区切って記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する。</p> <p>b) 片仮名による表示形または片仮名表記形を選択した韓国・朝鮮人の名称は、姓を記録し、コンマ、スペースで区切って、名を記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する。あわせてその読みを記録する。読みと片仮名による表示形または片仮名表記形が完全に一致する場合は、読みの記録を省略できる*。</p> <p>（参照：文字種、読みの選択については、#6.1.3.2B別法c)を見よ。）</p>		非適用	
		#6.1.8	日本人、中国人、韓国・朝鮮人以外の個人	<p>日本人、中国人、韓国・朝鮮人以外の個人の名称は、#6.1.4～#6.1.4.4)によるほか、次のとおりとする。</p> <p>日本人、中国人、韓国・朝鮮人以外の個人の名称は、表示形または翻字形で記録する。姓または名がイニシャルで表示されている場合は、イニシャルの後にピリオドを付す。イニシャルの字間にはスペースを置いて記録する。読みは、原則として記録しない。</p>	5.1.2.1D	一部適用	日本語、中国語、韓国・朝鮮語およびラテン文字を用いる言語は表示形、それ以外の言語の優先名称は翻字形とする。姓または名がイニシャルで表示されている場合は、イニシャルの後にピリオドを付す。イニシャルの字間にはスペースを置いて記録する。
		#6.1.8	日本人、中国人、韓国・朝鮮人以外の個人	<p>日本人、中国人、韓国・朝鮮人以外の個人の名称は、#6.1.4～#6.1.4.4)によるほか、次のとおりとする。</p> <p>*日本人、中国人、韓国・朝鮮人以外の個人の名称は、片仮名表記形で、姓名をコンマ、スペースで区切って記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する*。姓または名がイニシャルで表示されている場合は、イニシャルの後にピリオドを付す。イニシャルの字間にはスペースを置いて記録する。*姓、名、またはそれに相当する語句のいずれかが複数の語から成る場合は、その複数の語の間に中点（・）を入れて記録する。複合姓の場合は、等号（=）を使用することができる*。読みは、原則として記録しない。</p>		非適用	

エレメント	7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由
		#6.1.8.1	前置語を含む名称	名称に含まれる前置語の扱いは、本人が常用するか最も多く使用する言語の慣習、または居住国の慣習に従う。複数の言語の使用や移住などによって適切な言語および居住国を判断できない場合は、それらのうちから、データ作成機関で定める言語の慣習、新しい居住国の慣習、名称の言語の慣習の順に従う。		適用
		#6.1.8.2	複合姓	複合姓は、本人が常用している形か、慣用形を記録する。常用している形が不明であり、参考資料によって慣用形も決定できない場合は、姓とみなされる部分の最初の語を、名称の最初の部分として記録する。		適用
		#6.1.8.3	西洋の貴族の名称	a) 西洋の貴族がその称号で知られている場合 称号中の固有名部分、姓名、称号中の爵位の部分の順に、コンマ、スペースで区切って記録する。 貴族の称号中に地名が含まれていて不可分な場合は、称号中の固有名の一部として記録する。称号と不可分かどうか判断できない場合は、地名を省略する。 姓名は、表示されている順に記録する。表示されていない名は記録しない。 b) 西洋の貴族がその姓名で知られている場合 称号を優先名称に含めず、通常の姓と名から成る名称として記録する。称号は、名称以外の識別要素として記録することができる。 (参照: #6.4を見よ。)		適用
		#6.1.8.4	父称を含む名称	名、父称、姓から構成される名称は、原則として、最初に姓を記録し、コンマ、スペースで区切って、名と父称を表示されている順に記録する。 名と父称から構成される名称は、原則として、最初の名を記録し、残りの名と父称を表示されている順に記録する。父称が最初に表示されている場合は、最初の名を記録し、コンマ、スペースで区切って、父称およびその他の名を記録する。 IFLAによるNames of Persons等の参考資料も適用する。		適用
		#6.1.8.5	王族の名称	王族の名称は、名のみ名称として記録する。ただし、王家、王朝、地名、姓、王位継承を示す数字を含む形で知られる場合は、表示されているとおりの順に記録する。 もはや王族とみなされない場合は、#6.1.4～#6.1.4.4および#6.1.8～#6.1.8.4に従って記録する。		適用
		#6.1.8.6	その他の語句を含む名称	続柄を示す語句や世系などの数字を含む名称は、それらの語句や数字を名の後にコンマ、スペースで区切って記録する。 (参照: 姓または名のみ場合は、#6.1.4.2、#6.1.8.5を見よ。) ただし、ポルトガル語の Filho、Junior、Neto、Sobrinho は姓の一部として記録する。 名とそれと結びつけられている出身地、居住地、職業、特徴を示す語句で知られている名称は、それらの語句を、名の後にコンマ、スペースで区切って記録する。		適用
ES		#6.2	個人の異形名称	個人の異形名称は、個人の名称のエレメント・サブタイプである。		適用
		#6.2.1	記録の範囲	個人の優先名称として選択しなかった名称を、異形名称として記録することができる。また、優先名称として選択した名称の異なる形も、異形名称として記録することができる。	5.1.4.1C	適用

エレメント	7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	
		#6.2.2	情報源	個人の異形名称の情報源には、個人と結びつく資料および（または）参考資料を採用する。 （参照：#6.0.2を見よ。）		適用	
		#6.2.3	記録の方法	個人の異形名称は、#6.0.3および次の規定に従って記録する。その読みを記録する場合は、#6.1.4 6.1.4～#6.1.7 別法 を適用して記録する。 （参照：#1.11.11～#1.12 1.12.3を見よ。）		適用	
		#6.2.3A	異なる名称	個人の優先名称として選択しなかった名称を、異形名称として記録する。次のような場合がある。 a) 本名 b) 筆名 c) 旧名称または新名称 d) 俗名 e) 聖職名 f) その他	5.1.4.1D3	適用	
		#6.2.3B	同一名称の異なる形	個人の優先名称として選択した名称と形が異なる同一名称は、異形名称として記録する。次のような場合がある。 a) 言語が異なる形 b) 文字種が異なる形 c) 読みのみ異なる形 d) 詳細度が異なる形 e) 綴りが異なる形 f) 漢字の字体が異なる形 g) 前置語の扱いが異なる形 h) その他	5.1.4.1D 5.1.0.1A	適用	
			<#6.3～#6.8 名称以外の識別要素>				
E	*	#6.3	個人と結びつく日付	個人と結びつく日付は、エレメントである。 個人と結びつく日付のうち、個人の生年および（または）没年はコア・エレメントである。生年および没年がともに不明であれば、個人の活動期間は、同一名称の他の個人と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。		適用	
		#6.3.1	記録の範囲	個人と結びつく日付には、生年、没年、活動期間がある。 個人と結びつく日付は、その個人に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 （参照：典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#2 6 1.2、#2 6 1.2任意追加、#2 6 1.4、#2 6 1.4任意追加 を見よ。）	5.1.3.3	一部適用	DATEフィールドのデータ要素は、生年及び没年である。 生年には、典拠形アクセス・ポイントに示される個人の生年月日に対応する西暦年を記録する。 没年には、典拠形アクセス・ポイントに示される個人の没年月日に対応する西暦年を記録する
		#6.3.1.1	エレメント・サブタイプ	個人と結びつく日付には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 生年（参照：# 3.3.1 を見よ。） b) 没年（参照：# 3.3.2 を見よ。） c) 個人の活動期間（参照：# 3.3.3 を見よ。）	5.1.3.3C	一部適用	個人と結びつく日付には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 生年（参照：# 3.3.1 を見よ。） b) 没年（参照：# 3.3.2 を見よ。）
		#6.3.2	情報源	個人と結びつく日付は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 （参照：#6.0.2を見よ。）	5.1.2.1D2.3	適用	識別要素の情報源については、典拠データ作成時に用いた目録対象資料のいずれの場所からでもよい。また、目録対象資料のいずれの場所にもない場合は、参考資料等から採用することができる。

要素	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由
		#6.3.3	記録の方法	個人と結びつく日付は、原則として西暦年をアラビア数字で記録する。推定年の場合は、「?」を付加して記録する。推定年については、2年間のいずれか不明な場合に2つの年を「または」または「or」で続けて記録することも、おおよその年のみが判明している場合に「頃」または「approximately」を付して記録することもできる。	5.1.3.3D 5.1.3.3F	一部適用 生没年が推定年であっても、生年及び没年には対応する西暦年を記入する。 生没年に対応する西暦年が不明の場合は、不明部分の数字を省略する。 没年が不明の場合は、生年に対応する西暦年のみを記入する。 生年が不明の場合は、まずハイフンを記入し、その直後に、没年に対応する西暦年を記入する。
		#6.3.3	記録の方法 任意追加	個人と結びつく日付は、月または月日まで記録する。この場合は、年、月、日の順に記録する。月、日については、データ作成機関で定める言語または数字で記録する。		非適用
ES	*	#6.3.3.1	生年	生年は、個人と結びつく日付の要素・サブタイプである。生年は、コア・要素である。個人が生まれた年を記録する。	5.1.2.1D2.5	一部適用 生年は、個人と結びつく日付の要素・サブタイプである。個人が生まれた年を記録する。生年については、データ記入時に判明する限りにおいて記録する。
ES	*	#6.3.3.2	没年	没年は、個人と結びつく日付の要素・サブタイプである。没年は、コア・要素である。個人が没した年を記録する。	5.1.2.1D2.5	一部適用 没年は、個人と結びつく日付の要素・サブタイプである。個人が没した年を記録する。没年については、データ記入時、既に著者が物故者として没年が存在し、かつ参考資料等で確定できる場合は、その没年を記録する。また生年が判明せず、没年のみが知られている場合は、ハイフンの後に西暦で没年のみを記録することができる。ただし、同姓同名等により、識別要素が必須であるにもかかわらず、生年あるいは専攻分野・職業等も判明・特定できず、没年のみが知られている場合は、その年を記録しなくてはならない。
ES	*	#6.3.3.3	個人の活動期間	個人の活動期間は、個人と結びつく日付の要素・サブタイプである。個人の活動期間は、生年および没年がともに不明な場合に、同一名称の他の個人と判別するために必要なときは、コア・要素である。個人がその主な活動分野で活動した期間または職業に従事した期間を記録する。活動期間は、開始年と終了年をハイフンで結んで記録する。活動期間を年で示せない場合は、その個人が活動していた世紀を記録する。和古書・漢籍の著者などの個人と結びつく日付の場合は、可能な範囲で年代を限定できる語句を記録する。		非適用
E	*	#6.4	称号	称号は、要素である。称号のうち、個人が王族、貴族、聖職者であることを示す称号は、コア・要素である。その他の称号は、同一名称の他の個人と判別するために必要な場合は、コア・要素である。		非適用

エレメント	7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由
		#6.4.1	記録の範囲	<p>称号は、王族、貴族、聖職者であることを示す語句、およびその他の階級、名誉、公職者であることを示す語句(学位、組織の構成員であることを表す語のイニシャルおよび(または)略語を含む)を記録する。</p> <p>個人の称号は、その個人に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。(参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#26 .1.1、#26 .1.1 任意追加 を見よ。)</p> <p>a) 王族の場合は、その称号に王族の配偶者、子、孫まではそれを意味する語句を含める。(参照: #6.1.5.6、#6.1.8.5を見よ。)</p> <p>b) 貴族の名称が、その称号で知られている場合は、称号を優先名称の一部として扱い、名称以外の識別要素としては扱わない。称号を優先名称の一部として扱わない場合は、名称以外の識別要素として記録する。(参照: #6.1.8.3を見よ。)</p> <p>c) 聖職者を示す語句は、それを記録する。1人の個人が複数の称号を有している場合は、最も上位の称号を記録する。</p> <p>d) その他の称号は、階級、名誉、公職者であることを示す語句が名称に付される敬称である場合に記録する。その他の称号には、性別や既婚・未婚の別を示す敬称は含まない。</p>		非適用
		#6.4.2	情報源	<p>称号は、どの情報源に基づいて記録してもよい。(参照: #6.0.2 を見よ。)</p>		非適用
		#6.4.3	記録の方法	<p>王族、貴族、聖職者の称号、その他の称号は、次のa)~d)に従って記録する。</p> <p>a) 王族は、データ作成機関で定める言語で記録する。最高位者の称号(王、女王、皇帝、皇后、大公など)を有する者の場合は、その称号と国名を記録する。その配偶者の場合は、それが分かるように記録する。最高位者の子または孫の場合は、その称号を記録する。最高位者の子または孫が、知られている称号だけでは判別できない場合は、名称に関係する他の称号または最高位者の名称と、子または孫であることが分かる情報を追加して記録する。</p> <p>b) 貴族の場合は、その称号が授与された言語で記録する。</p> <p>c) 聖職者は、ローマ教皇、対立教皇の場合は、「教皇」、「対立教皇」または「Pope」、「Antipope」と記録する。その他の聖職者の場合は、その称号をデータ作成機関で定める言語で記録する。個人が所属する教団の略称などをその称号とともに使用している場合は、その略称を含めて記録する。</p> <p>d) その他の称号は、その称号が与えられた言語または個人の居住国で使用されている言語で記録する。</p>		非適用
		#6.4.3	記録の方法 別法	<p>*王族、貴族、聖職者の称号、その他の称号は、データ作成機関で定める言語で記録する。</p> <p>個人が所属する教団の略称などをその称号とともに使用している場合は、その略称を含めて記録する*。</p>		非適用
E	*	#6.5	活動分野	<p>活動分野は、エレメントである。</p> <p>活動分野は、同一名称の他の個人と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。優先名称が個人の名称であることが不明確な場合に、職業を記録しないときは、コア・エレメントである。</p>	5.1.2.1C	適用

エレメント	7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由
		#6.5.1	記録の範囲	活動分野は、個人が従事している、または従事していた活動領域や専門分野等である。 活動分野は、その個人に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#26 1.5、#26.1.5 任意追加 を見よ。)		適用
		#6.5.2	情報源	活動分野は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #6.0.2 を見よ。)		適用
		#6.5.3	記録の方法	活動分野を示す語句をデータ作成機関で定める言語で記録する。		適用
E	*	#6.6	職業	職業は、エレメントである。 職業は、同一名称の他の個人と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。優先名称が個人の名称であることが不明確な場合に、活動分野を記録しないときは、コア・エレメントである。	5.1.2.1D2.7	適用
		#6.6.1	記録の範囲	職業は、個人が一般に生業として従事している業種である。 職業は、その個人に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#26 1.5、#26.1.5 任意追加 を見よ。)		適用
		#6.6.2	情報源	職業は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #6.0.2 を見よ。)		適用
		#6.6.3	記録の方法	職業を示す語句をデータ作成機関で定める言語で記録する。		適用
E	*	#6.7	展開形	展開形は、エレメントである。 展開形は、同一名称の他の個人と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。	5.1.2.1C	適用
		#6.7.1	記録の範囲	展開形は、ラテン文字等から成る個人の優先名称またはその一部が、イニシャル、略語、短縮形などである場合の完全な形である。ラテン文字等から成る優先名称に含まれなかった姓または名を含める形もある。 展開形は、その個人に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#26 1.3、#26.1.3 任意追加 を見よ。) 展開形は、異形名称として記録することもできる。 (参照: #6.2.3Bd) を見よ。)		適用
		#6.7.2	情報源	展開形は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #6.0.2 を見よ。)		適用
		#6.7.3	記録の方法	優先名称のうちの名（または姓に相当しない部分）に対する展開形、および（または）優先名称のうちの姓（または姓に相当する部分）に対する展開形を記録する。		適用
E	*	#6.8	その他の識別要素	その他の識別要素は、エレメントである。 その他の識別要素のうち、聖人であることを示す語句、伝説上または架空の個人を示す語句、人間以外の実体の種類を示す語句は、コア・エレメントである。 それ以外の場合は、同一名称の他の個人と判別するために必要なときに、コア・エレメントである。		非適用

エレメント	ユ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	
		#6.8.1	記録の範囲	<p>その他の識別要素は、#6.3～#6.7で規定した要素以外の個人の名称と結びつく情報である。</p> <p>その他の識別要素には、聖人であることを示す語句、伝説上または架空の個人を示す語句、人間以外の実体の種類を示す語句などがある。このうち、伝説上または架空の個人を示す語句には、霊であることを示す語句、聖典等に含まれる名称であることを示す語句、その他の伝説上または架空の個人であることを示す語句がある。</p> <p>その他の識別要素は、その個人に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。</p> <p>(参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#26 1.6、#26.1.6 任意追加を見よ。)</p>		非適用	
		#6.8.2	情報源	<p>その他の識別要素は、どの情報源に基づいて記録してもよい。</p> <p>(参照: #6.0.2 を見よ。)</p>		非適用	
		#6.8.3	記録の方法	<p>次に挙げた語句を、データ作成機関で定める言語で記録する。</p> <p>a) 聖人であることを示す語句 キリスト教の聖人は、「Saint」またはそれに相当する語を記録する。</p> <p>b) 霊であることを示す語句 霊魂、心霊、神霊は、「霊」、「Spirit」またはそれに相当する語を記録する。</p> <p>c) 聖典等に含まれる名称であることを示す語句 宗教の聖典や外典等に含まれる名称は、適切な語句を記録する。</p> <p>d) その他の伝説上または架空の個人であることを示す語句 伝説上または架空の個人は、「伝説上」、「架空」、「Legendary character」、「Fictitious character」またはその他の適切な語句を記録する。</p> <p>e) 人間以外の実体の種類を示す語句 人間以外の実体は、その種類を示す語を記録する。</p> <p>f) その他の語句 その他の識別を可能とする語句を記録する。</p>		非適用	
			<#6.9～#6.24 説明・管理要素>				
E		#6.9	性別	性別は、エレメントである。		非適用	
		#6.9.1	記録の範囲	<p>性別は、個人の性別である。</p> <p>性別は、独立したエレメントとして記録し、その個人に対する統制形アクセス・ポイントの一部としては記録しない。</p>		非適用	
		#6.9.2	情報源	<p>性別は、どの情報源に基づいて記録してもよい。</p> <p>(参照: #6.0.2 を見よ。)</p>		非適用	

エレメント	7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	
		#6.9.3	記録の方法	性別は、表 6.9.3 の用語を用いて記録する。 表 6.9.3 に適切な用語がないか、十分に表す用語がない場合は、データ作成機関が性別を示す簡潔な用語を定めて記録する。		非適用	
E		#6.10	出生地	出生地は、エレメントである。	5.1.3.2A	適用	
		#6.10.1	記録の範囲	出生地は、個人が生まれた場所（市町村名、上位の地方自治体名等および（または）国名）である。 出生地は、独立したエレメントとして記録し、その個人に対する統制形アクセス・ポイントの一部としては記録しない。	5.1.3.2D1	適用	場所には、出身地の名称を記録する。
		#6.10.2	情報源	出生地は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 （参照：#6.0.2 を見よ。）		適用	
		#6.10.3	記録の方法	出生地は、#12に従って記録する。地名の略語は、付録#A.3に従って記録することができる。	5.1.3.2D2	適用	原則として都市名を記録する。識別に必要な場合は、国名、州名などを付記することができる。都市名が判明しない場合は、国名、州名、地域名などを記録する。 日本の市町村名を記入するときは、識別上の必要があれば、都道府県名を付記する。 市町村名が判明しない場合は、都道府県名を記入する。
		#6.10.3	記録の方法 別法	*出生地は、その市町村名、上位の地方自治体名等および（または）国名を記録し、その後に出生地であることを示す語句を付加する*。		非適用	
E		#6.11	死没地	死没地は、エレメントである。		非適用	
		#6.11.1	記録の範囲	死没地は、個人が没した場所（市町村名、上位の地方自治体名等および（または）国名）である。 死没地は、独立したエレメントとして記録し、その個人に対する統制形アクセス・ポイントの一部としては記録しない。		非適用	
		#6.11.2	情報源	死没地は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 （参照：#6.0.2 を見よ。）		非適用	
		#6.11.3	記録の方法	死没地は、#12に従って記録する。地名の略語は、付録#A.3に従って記録することができる。		非適用	
		#6.11.3	記録の方法 別法	*死没地は、その市町村名、上位の地方自治体名等および（または）国名を記録し、その後に死没地であることを示す語句を付加する*。		非適用	

エレメント	ユ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由
E		#6.12	個人と結びつく国	個人と結びつく国は、エレメントである。		非適用
		#6.12.1	記録の範囲	個人と結びつく国は、それを付加することでその個人を識別できる場合に使用する国名である。 個人と結びつく国は、独立したエレメントとして記録し、その個人に対する統制形アクセス・ポイントの一部としては記録しない。		非適用
		#6.12.2	情報源	個人と結びつく国は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照:#6.0.2を見よ。)		非適用
		#6.12.3	記録の方法	個人と結びつく国は、#12に従って記録する。国名の略語は、付録#A.3に従って記録することができる。		非適用
		#6.12.3	記録の方法 別法	*個人と結びつく国は、国名を記録し、その後に説明する語句を付加する*。		非適用
E		#6.13	居住地等	居住地等は、エレメントである。		非適用
		#6.13.1	記録の範囲	居住地等は、個人が住んでいる場所、住んでいた場所、または出生地、死没地、居住地以外で個人と結びつく重要な場所（勤務地、研究していた場所など）である。場所には、市町村名、上位の地方自治体名等および（または）国名を含む。 居住地等は、独立したエレメントとして記録し、その個人に対する統制形アクセス・ポイントの一部としては記録しない。		非適用
		#6.13.2	情報源	居住地等は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照:#6.0.2を見よ。)		非適用
		#6.13.3	記録の方法	居住地等は、#12に従って記録する。地名の略語は、付録#A.3に従って記録することができる。		非適用
		#6.13.3	記録の方法 別法	*居住地等は、その市町村名、上位の地方自治体名等および（または）国名を記録し、その後に居住地等の種類を示す語句を付加する*。		非適用
E		#6.14	アドレス	アドレスは、エレメントである。		非適用
		#6.14.1	記録の範囲	アドレスは、個人、個人の職場、個人の雇用者の住所および（または）電子メールまたはインターネットのアドレスである。 アドレスは、独立したエレメントとして記録し、その個人に対する統制形アクセス・ポイントの一部としては記録しない。		非適用
		#6.14.2	情報源	アドレスは、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照:#6.0.2を見よ。)		非適用
		#6.14.3	記録の方法	個人、個人の職場、個人の雇用者の住所および（または）電子メールまたはインターネットのアドレスは、表示されているもの全体を記録する。		非適用
E		#6.15	所属	所属は、エレメントである。	5.1.5.1D3.2	適用
		#6.15.1	記録の範囲	所属は、個人が雇用、会員資格、文化的アイデンティティなどを通じて属している、または属していた集団である。 所属は、独立したエレメントとして記録し、その個人に対する統制形アクセス・ポイントの一部としては記録しない。		適用
		#6.15.2	情報源	所属は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照:#6.0.2を見よ。)		適用
		#6.15.3	記録の方法	個人が雇用、会員資格、文化的アイデンティティなどを通じて属している、または属していた集団に対する優先名称を記録する。 (参照:団体の優先名称については、#8.1を見よ。)		非適用

エレメント	7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由
		#6.15.3	記録の方法 別法	*個人が雇用、会員資格、文化的アイデンティティなどを通じて属している、または属していた集団の名称を、識別可能な範囲の省略形や慣用形で記録する。また、個人とその集団の関係性を示す語句を付加してもよい*。		適用
E		#6.16	個人の言語	個人の言語は、エレメントである。		非適用
		#6.16.1	記録の範囲	個人の言語は、個人が出版を目的とした執筆や放送の際に使用する言語である。 個人の言語は、独立したエレメントとして記録し、その個人を表す統制形アクセス・ポイントの一部としては記録しない。		非適用
		#6.16.2	情報源	個人の言語は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照:#6.0.2を見よ。)		非適用
		#6.16.3	記録の方法	個人が出版を目的とした執筆や放送の際に使用する単数または複数の言語を、データ作成機関で定める用語で記録する。言語の名称の適切なリストが利用可能な場合は、そのリストから選択する。		非適用
E		#6.17	略歴	略歴は、エレメントである。	5.1.5.1D3.2	適用
		#6.17.1	記録の範囲	略歴は、個人の生涯、履歴に関する情報である。 略歴は、独立したエレメントとして記録し、その個人に対する統制形アクセス・ポイントの一部としては記録しない。		適用
		#6.17.2	情報源	略歴は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照:#6.0.2を見よ。)		適用
		#6.17.3	記録の方法	個人の生涯、履歴に関する情報を記録する。 適切な場合は、#6.3~#6.8で規定する特定の識別要素と結びつく情報も、略歴の中に記録する。		適用
E	*	#6.18	個人の識別子	個人の識別子は、エレメントである。 個人の識別子は、コア・エレメントである。	5.1.1.1	適用
		#6.18.1	記録の範囲	個人の識別子は、個人または個人に代わる情報（典拠レコードなど）と結びつく一意の文字列である。識別子は、個人を他の個人と判別するために有効である。		適用
		#6.18.2	情報源	個人の識別子は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照:#6.0.2を見よ。)		適用
		#6.18.3	記録の方法	個人の識別子を、容易に確認できる場合は、識別子付与に責任を有する機関等の名称または識別可能な語句に続けて記録する。		適用
E		#6.19	使用範囲	使用範囲は、エレメントである		非適用
		#6.19.1	記録の範囲	使用範囲は、個人の優先名称とした名称が結びつく著作のタイプや形式である。		非適用
		#6.19.2	情報源	使用範囲は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照:#6.0.2を見よ。)		非適用
		#6.19.3	記録の方法	個人の優先名称とした名称の使用範囲に関する情報を記録する。		非適用
E		#6.20	使用期間	使用期間は、エレメントである。		非適用
		#6.20.1	記録の範囲	使用期間は、個人の優先名称とした名称が使用されている日付または期間である。		非適用
		#6.20.2	情報源	使用期間は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照:#6.0.2を見よ。)		非適用
		#6.20.3	記録の方法	個人の優先名称とした名称が使用されている日付または期間に関する情報を記録する。		非適用
E		#6.21	確定状況	確定状況は、エレメントである。		非適用

要素	7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由
		#6.21.1	記録の範囲	確定状況は、個人を識別するデータの確定の程度を示す情報である。		非適用
		#6.21.2	情報源	確定状況は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照:#6.0.2を見よ。)		非適用
		#6.21.3	記録の方法	次のいずれかの該当する条件に対応した用語を記録する。 a) 確立 個人に対する典拠形アクセス・ポイントとして、データが十分な状態にある場合は、「確立」または「fully established」と記録する。 b) 未確立 個人に対する典拠形アクセス・ポイントとして、データが不十分な状態にある場合は、「未確立」または「provisional」と記録する。 c) 暫定 資料自体を入手できず、体現形の記述から採用した場合は、「暫定」または「preliminary」と記録する。		非適用
E		#6.22	名称未判別標示	名称未判別標示 は、エレメントである。		非適用
		#6.22.1	記録の範囲	名称未判別標示 は、優先名称および記録した名称以外の識別要素では、複数の同一名称をもつ個人を判別するために不十分であることを示す標示である。		非適用
		#6.22.2	情報源	名称未判別標示は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照:#6.0.2を見よ。)		非適用
		#6.22.3	記録の方法	名称未判別標示は、「未判別」または「undifferentiated」と記録する。		非適用
E		#6.23	出典	出典は、エレメントである。	5.1.5.1D1 5.1.5.1D4.1 5.1.5.1D4.2	適用
		#6.23.1	記録の範囲	出典は、個人の名称または名称以外の識別要素を決定する際に使用した情報源である。		適用
		#6.23.2	情報源	出典は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照:#6.0.2を見よ。)		適用
		#6.23.3	記録の方法	個人の優先名称または異形名称を決定する際に使用した情報源を記録し、簡略な説明を付す。情報源内の情報を発見した箇所を特定できるように記録する。 優先名称を決定する際に役に立たなかった情報源についても、「情報なし」または「No information found」と付加して記録する。 名称以外の識別要素については、必要に応じてその情報源を記録する。		適用
E		#6.24	データ作成者の注記	データ作成者の注記は、エレメントである。 データ作成者の注記は、個人に対する典拠形アクセス・ポイントを使用または更新するデータ作成者にとって、または関連する個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する者に役立つ説明である。 必要に応じて、次のような注記を記録する。 a) 典拠形アクセス・ポイントの構築に適用する、特定の規定に関する注記 b) 優先名称の選択、典拠形アクセス・ポイントの形等の根拠に関する注記 c) 典拠形アクセス・ポイントの使用を限定する注記 d) 類似の名称をもつ個人・家族・団体と判別するための注記 e) その他の重要な情報を説明する注記	5.1.5.1	適用

エレメントID	7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応CM項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#7	家族				
		#7.0	通則	この章では、家族の属性の記録について規定する。家族には、王家、王朝、日本の皇室などを含む。記録する要素として、名称、名称以外の識別要素、説明・管理要素がある。家族の名称には、第一の識別要素である家族の優先名称と、家族の異形名称とがある。		適用	
		#7.0.1	記録の目的	家族の属性の記録の目的は、家族の識別を可能とすることである。		適用	
		#7.0.1.1	規定の構成	家族の属性については、その通則を#7.0 で、名称を#7.1～#7.2 で、名称以外の識別要素を#7.3～#7.6 で、説明・管理要素を#7.7～#7.14 で規定する。 (参照: 家族に対する典拠形アクセス・ポイントの構築については、#27 を見よ。)		適用	
		#7.0.2	情報源	家族の属性を記録するにあたって、その情報源は特に規定しない限りどこでもよい。 (参照: 優先名称については、#7.1.2 を見よ。異形名称については、#7.2.2 を見よ。)		適用	
		#7.0.3	記録の方法	家族の名称は、規定した情報源から採用した情報を、#1.11～#1.12.3 に従って記録する。 (参照: #7.1.4、#7.2.3 を見よ。) 名称以外の識別要素は、#7.3.3～#7.6.3 に従って記録する。説明・管理要素は、#7.7.3～#7.14 に従って記録する。		適用	
E		<#7.1～#7.2 家族の名称>	家族の名称は、エレメントである。家族の名称には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 家族の優先名称(参照: #7.1 を見よ。) b) 家族の異形名称(参照: #7.2 を見よ。)			適用	
ES	*	#7.1	家族の優先名称	家族の優先名称は、家族の名称のエレメント・サブタイプである。家族の優先名称は、コア・エレメントである。		適用	
		#7.1.1	記録の範囲	家族の優先名称とは、家族を識別するために選択する名称である。優先名称はその家族に対する典拠形アクセス・ポイントの基礎としても使用する。 (参照: 家族に対する典拠形アクセス・ポイントについては、#27.1 を見よ。) 優先名称として選択しなかった名称や、優先名称として選択した名称の異なる形は、異形名称として記録することができる。 (参照: #7.2 を見よ。)		適用	
		#7.1.2	情報源	家族の優先名称の情報源は、#7.1.3～#7.1.3.2 で特に規定しない限り、次の優先順位で採用する。 a) 家族と結びつく資料の優先情報源 b) 家族と結びつく資料に表示された、形式の整ったその他の情報 c) その他の情報源(参考資料を含む。) (参照: #7.0.2 を見よ。)		適用	
		#7.1.3	優先名称の選択	家族の優先名称には、一般によく知られている名称を選択する。優先名称には、家族の構成員によって使用される姓(またはそれに相当するもの)、王家名または王朝名、氏族名などがある。 (参照: 同一家族の複数の名称については、#7.1.3.1 を見よ。同一名称の異なる形については、#7.1.3.2 を見よ。)	5.2.2.1C	適用	
		#7.1.3.1	同一家族の複数の名称	家族の複数の異なる名称が、名称の変更によって生じた場合は、#7.1.3.1A に従う。それ以外の場合で、複数の異なる名称の中に最もよく知られている名称があるときは、それを優先名称として選択する。 (母袋または茂田井という名称もある。) 最もよく知られている名称がない場合、または判断できない場合は、次の優先順位で優先名称を選択する。 a) 参考資料で多く用いられている名称 b) その家族と結びつく資料で多く用いられている名称		適用	
		#7.1.3.1A	名称の変更	家族が新旧の名称で資料と結びつくか、または双方の名称で知られている場合は、それぞれの名称を優先名称として選択する。 選択したそれぞれの優先名称を基礎として典拠形アクセス・ポイントを構築し、相互に関連づける。 (参照: #46.2 を見よ。) 豊臣羽柴 (豊臣、羽柴それぞれに対する典拠形アクセス・ポイントは、相互に関連づける。)		適用	
		#7.1.3.2	同一名称の異なる形	家族の名称に次の事項で異なる形がある場合は、#6 の該当する規定に従って、優先名称を選択する。 a) 言語(参照: #6.1.3.2A、#6.1.3.2A 別法を見よ。) b) 文字種・読み(参照: #6.1.3.2B、#6.1.3.2B 別法を見よ。) c) 詳細度(参照: #6.1.3.2C を見よ。) d) 綴り(参照: #6.1.3.2D を見よ。)		適用	
		#7.1.4	記録の方法	家族の優先名称は、#7.0.3 および#7.1.4.1～#7.1.4.3 に従って記録する。 (参照: #1.11～#1.12.3 を見よ。) (参照: 各種の名称の言語および文字種の選択については、#6.1.3.2A～#6.1.3.2B 別法を見よ。) (参照: 各種の名称の記録の方法については、#7.1.4.3 を見よ。)		適用	
		#7.1.4.1	姓	姓または姓として機能する名称を記録する。日本人の複合姓等は、#6.1.5.1 に従って記録する。外国人の姓の場合、前置語は#6.1.8.1、複合姓は#6.1.8.2 に従って記録する。 鈴木  スズキ  リュウ Bush		適用	

エレメント	コフ	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応CM項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#7.1.4.2	王家、王朝、氏族の名称	王家、王朝、氏族の名称を記録する。 Plantagenet Р ю р и к о в и ч и ただし、日本の天皇および各個人としての皇族の総称は「皇室」と記録する。また、宮家は「○○宮」と記録する。 伏見宮  フシミノミヤ (参照: 宮家の家族のタイプについては、#7.3.3 を見よ。)		適用	
		#7.1.4.3	各種の名称	次に示すように#6 の該当する規定に従って、選択した家族の名称と、あわせて必要な場合の読みを記録する。 a) 日本人の家族の名称(参照: #6.1.5~#6.1.5.7 を見よ。) b) 中国人の家族の名称(参照: #6.1.6、#6.1.6 別法を見よ。) c) 韓国・朝鮮人の家族の名称(参照: #6.1.7、#6.1.7 別法を見よ。) d) 日本人・中国人・韓国・朝鮮人以外の家族の名称(参照: #6.1.8~#6.1.8.6 を見よ。)		適用	
ES		#7.2	家族の異形名称	家族の異形名称は、家族の名称のエLEMENT・サブタイプである。		適用	
		#7.2.1	記録の範囲	家族の優先名称として選択しなかった名称を、異形名称として記録することができる。また、優先名称として選択した名称の異なる形も、異形名称として記録することができる。		適用	
		#7.2.2	情報源	家族の異形名称の情報源には、家族と結びつく資料および(または)参考資料を採用する。 (参照: #7.0.2 を見よ。)		適用	
		#7.2.3	記録の方法	家族の異形名称は、#7.0.3 および次の規定に従って記録する。その読みを記録する場合は、#7.1.4~#7.1.4.3 を適用して記録する。 (参照: #1.11~#1.12.3 を見よ。)		適用	
		#7.2.3A	異なる名称	家族の優先名称として選択しなかった名称を、異形名称として記録する。次のような場合がある。 a) 世襲の称号(参照: #7.7 を見よ。) 外国人の家族が世襲の称号をもっている場合は、異形名称として世襲の称号を記録する。称号中の固有名を最初の要素として記録する。語順に変更が必要となる場合は、固有名を記録し、コンマに続けて、複数形のある文字種のときは、爵位を複数形で記録する。 Norfolk, Dukes of b) その他		適用	
		#7.2.3B	同一名称の異なる形	家族の優先名称として選択した名称と形が異なる同一名称は、異形名称として記録する。次のような場合がある。 a) 言語が異なる形 Jaeger (優先名称: Yaeger) b) 文字種が異なる形ケネディ (優先名称: Kennedy) c) 読みのみ異なる形 柴崎  シバサキ (優先名称: 柴崎  シバサキ) d) 詳細度が異なる形 金沢北条  カネサフ ホウジョウ (優先名称: 金沢  カネザフ) e) 綴りが異なる形 f) 漢字の字体が異なる形中島  ナカジマ (優先名称: 中嶋  ナカジマ) g) 前置語の扱いが異なる形 Von Goethe (優先名称: Goethe) h) その他 (参照: #6.2.3B を見よ。)		適用	
			<#7.3~#7.6 名称以外の識別要素>				
E	*	#7.3	家族のタイプ	家族のタイプは、ELEMENTである。 家族のタイプは、コア・ELEMENTである。		適用	
		#7.3.1	記録の範囲	家族のタイプには、家、氏、王家、王朝など家族の一般的な種類を示す語がある。 家族のタイプは、その家族に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したELEMENTとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#27.1.1 を見よ。)	5.2.2.1G	適用	家族のタイプには、家、氏、王家、王朝など家族の一般的な種類を示す語がある。 家族のタイプは、その家族に対する統制形アクセス・ポイントの一部として記録する。 (参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#27.1.1 を見よ。)
		#7.3.2	情報源	家族のタイプは、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #7.0.2 を見よ。)		適用	
		#7.3.3	記録の方法	家、氏、王家、王朝などの一般的な種類を示す語を、データ作成機関で定める言語で記録する。 家 氏 Family Dynasty 日本の皇室については、優先名称を「皇室」と記録し、家族のタイプは記録しない。宮家の場合は、家族のタイプとして「家」と記録する。 (参照: #7.1.4.2 を見よ。)		適用	
E	*	#7.4	家族と結びつく日付	家族と結びつく日付は、ELEMENTである。 家族と結びつく日付は、コア・ELEMENTである。		適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応CM項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#7.4.1	記録の範囲	家族と結びつく日付は、家族の歴史における重要な日付である。 家族と結びつく日付は、その家族に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#27.1.2 を見よ。)	5.2.2.1C	適用	家族と結びつく日付は、同一名称の他の家族に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、優先名称に付加する。
		#7.4.2	情報源	家族と結びつく日付は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #7.0.2 を見よ。)		適用	
		#7.4.3	記録の方法	家族と結びつく日付は、#6.3.3 に従って記録する。		適用	
E	*	#7.5	家族と結びつく場所	家族と結びつく場所は、エレメントである。 家族と結びつく場所は、同一名称の他の家族と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。		適用	
		#7.5.1	記録の範囲	家族と結びつく場所には、家族の現在もしくは過去の居住地、または関係のある場所がある。 家族と結びつく場所は、その家族に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#27.1.3、#27.1.3 任意追加を見よ。)	5.2.2.1C	一部適用	家族と結びつく場所には、家族の現在もしくは過去の居住地、または関係のある場所がある。 家族と結びつく場所は、同一名称の他の家族に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合はその家族に対する統制形アクセス・ポイントの一部として記録する。 (参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#27.1.3、#27.1.3 任意追加を見よ。)
		#7.5.2	情報源	家族と結びつく場所は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #7.0.2 を見よ。)		適用	
		#7.5.3	記録の方法	家族と結びつく場所は、#12 に従って記録する。国名の略語は、付録#A.3 に従って記録することができる。 恵那市		適用	
E	*	#7.6	家族の著名な構成員	家族の著名な構成員は、エレメントである。 家族の著名な構成員は、同一名称の他の家族と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。		適用	
		#7.6.1	記録の範囲	家族の著名な構成員とは、家族の一員のうち、よく知られた個人である。 家族の著名な構成員は、その家族に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#27.1.4、#27.1.4 任意追加を見よ。)	5.2.2.1C	一部適用	家族の著名な構成員とは、家族の一員のうち、よく知られた個人である。 家族の著名な構成員は、同一名称の他の家族に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要で、かつ家族と結びつく場所が付加できない場合は、その家族に対する統制形アクセス・ポイントの一部として記録する。 (参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#27.1.4、#27.1.4 任意追加を見よ。)
		#7.6.2	情報源	家族の著名な構成員は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #7.0.2 を見よ。)		適用	
		#7.6.3	記録の方法	家族の著名な構成員は、#26 に従って記録する。		適用	
			<#7.7~#7.14 説明・管理要素>				
E		#7.7	世襲の称号	世襲の称号は、エレメントである。		適用	
		#7.7.1	記録の範囲	世襲の称号は、家族と結びつく貴族の称号など、家族で継承される称号である。 世襲の称号は、異形名称として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: #7.2.3Aa)を見よ。)		適用	
		#7.7.2	情報源	世襲の称号は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #7.0.2 を見よ。)		適用	
		#7.7.3	記録の方法	世襲の称号は、情報源に表示されている順に記録する。複数形のある文字種の場合は、複数形で記録する。		適用	
E		#7.8	家族の言語	家族の言語は、エレメントである。		非適用	
		#7.8.1	記録の範囲	家族の言語は、その家族がコミュニケーションに使用する言語である。 家族の言語は、独立したエレメントとして記録し、その家族に対する統制形アクセス・ポイントの一部としては記録しない。		非適用	
		#7.8.2	情報源	家族の言語は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #7.0.2 を見よ。)		非適用	
		#7.8.3	記録の方法	家族がコミュニケーションに使用する言語を、データ作成機関で定める用語で記録する。言語の名称の適切なリストが利用可能な場合は、そのリストから選択する。		非適用	
E		#7.9	家族の歴史	家族の歴史は、エレメントである。		非適用	
		#7.9.1	記録の範囲	家族の歴史は、家族とその構成員の履歴(経歴)に関する情報である。 家族の歴史は、独立したエレメントとして記録し、その家族に対する統制形アクセス・ポイントの一部としては記録しない。		非適用	
		#7.9.2	情報源	家族の歴史は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #7.0.2 を見よ。)		非適用	
		#7.9.3	記録の方法	家族および(または)その構成員の履歴(経歴)に関する情報を記録する。 それが適切な場合は、特定の識別要素と結びつく情報も家族の歴史の中に記録する。		非適用	
E		#7.10	家族の識別子	家族の識別子は、エレメントである。 家族の識別子は、コア・エレメントである。		適用	
		#7.10.1	記録の範囲	家族の識別子は、家族または家族に代わる情報(典拠レコードなど)と結びつく一意の文字列である。 識別子は、家族を他の家族と判別するために有効である。		適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応CM項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#7.10.2	情報源	家族の識別子は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #7.0.2 を見よ。)		適用	
		#7.10.3	記録の方法	家族の識別子は、容易に確認できる場合は、識別子付与に責任を有する機関等の名称、または識別可能な語句に続けて記録する。 国立国会図書館典拠 ID: 01004656 (織田 (家) (芦別市)の国立国会図書館の典拠 ID)		適用	
E		#7.11	使用範囲	使用範囲は、エレメントである。		非適用	
		#7.11.1	記録の範囲	使用範囲は、家族の優先名称となった名称が結びつく著作のタイプや形式である。		非適用	
		#7.11.2	情報源	使用範囲は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #7.0.2 を見よ。)		非適用	
		#7.11.3	記録の方法	家族の優先名称とした名称の使用範囲に関する情報を記録する。		非適用	
E		#7.12	確定状況	確定状況は、エレメントである。		非適用	
		#7.12.1	記録の範囲	確定状況は、家族を識別するデータの確定の程度を示す情報である。		非適用	
		#7.12.2	情報源	確定状況は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #7.0.2 を見よ。)		非適用	
		#7.12.3	記録の方法	次のいずれかの該当する条件に対応した用語を記録する。 a) 確立 家族に対する典拠形アクセス・ポイントとして、データが十分な状態にある場合は、「確立」または「fully established」と記録する。 b) 未確立 家族に対する典拠形アクセス・ポイントとして、データが不十分な状態にある場合は、「未確立」または「provisional」と記録する。 c) 暫定 資料自体を手でできず、体現形の記述から採用した場合は、「暫定」または「preliminary」と記録する。		非適用	
E		#7.13	出典	出典は、エレメントである。		適用	
		#7.13.1	記録の範囲	出典は、家族の名称または名称以外の識別要素を決定する際に使用した情報源である。		適用	
		#7.13.2	情報源	出典は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #7.0.2 を見よ。)		適用	
		#7.13.3	記録の方法	家族の優先名称または異形名称を決定する際に使用した情報源を記録し、簡略な説明を付す。情報源内の情報を発見した箇所を特定できるように記録する。 優先名称を決定する際に役に立たなかった情報源についても、「情報なし」または「No information found」と付加して記録する。 名称以外の識別要素については、必要に応じてその情報源を記録する。		適用	
E		#7.14	データ作成者の注記	データ作成者の注記は、エレメントである。 データ作成者の注記は、家族に対する典拠形アクセス・ポイントを使用または更新するデータ作成者にとって、または関連する個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する者に役立つ説明である。 必要に応じて、次のような注記を記録する。 a) 典拠形アクセス・ポイントの構築に適用する、特定の規定に関する注記 b) 優先名称の選択、典拠形アクセス・ポイントの形等の根拠に関する注記 c) 典拠形アクセス・ポイントの使用を限定する注記 d) 類似の名称をもつ個人・家族・団体と判別するための注記 e) その他の重要な情報を説明する注記		適用	

エレメントID	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応CM項番		適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#8	団体					
		#8.0	通則	この章では、団体の属性の記録について規定する。記録する要素として、名称、名称以外の識別要素、説明・管理要素がある。団体の名称には、第一の識別要素である団体の優先名称と、団体の異形名称がある。			適用	
		#8.0.1	記録の目的	団体の属性の記録の目的は、団体の識別を可能とすることである。			適用	
		#8.0.1.1	規定の構成	団体の属性については、その通則を#8.0で、名称を#8.1～#8.2で、名称以外の識別要素を#8.3～#8.7で、説明・管理要素を#8.8～#8.16で規定する。 (参照: 団体に対する典拠形アクセス・ポイントの構築については、#28を見よ。)			適用	
		#8.0.2	情報源	団体の属性を記録するにあたって、その情報源は特に規定しない限りどこでもよい。 (参照: 優先名称については、#8.1.2を見よ。異形名称については、#8.2.2を見よ。)			適用	
		#8.0.3	記録の方法	団体の名称は、規定した情報源から採用した情報を、#1.11～#1.12.3に従って記録する。 (参照: #8.1.4、#8.2.3を見よ。) 名称以外の識別要素は、#8.3.3～#8.7.3.2に従って記録する。説明・管理要素は、#8.8.3～#8.16に従って記録する。			適用	
E		<#7.1～#7.2 団体の名称>	団体の名称は、エレメントである。団体の名称には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 団体の優先名称(参照: #8.1を見よ。) b) 団体の異形名称(参照: #8.2を見よ。)				適用	
ES	*	#8.1	団体の優先名称	団体の優先名称は、団体の名称のエレメント・サブタイプである。団体の優先名称は、コア・エレメントである。	5.3.2.1D		適用	
		#8.1.1	記録の範囲	団体の優先名称とは、団体を識別するために選択する名称である。優先名称はその団体に対する典拠形アクセス・ポイントの基礎としても使用する。 (参照: 団体に対する典拠形アクセス・ポイントについては、#28.1を見よ。) 優先名称として選択しなかった名称や、優先名称として選択した名称の異なる形は、異形名称として記録することができる。 (参照: #8.2を見よ。)			適用	
		#8.1.2	情報源	団体の優先名称の情報源は、#8.1.3～#8.1.3.2で特に規定しない限り、次の優先順位で採用する。 a) 団体と結びつく資料の優先情報源 b) 団体と結びつく資料に表示された、形式の整ったその他の情報 c) その他の情報源(参考資料を含む) (参照: #8.0.2を見よ。)	5.3.2.1D1.2	一部適用	典拠形アクセス・ポイントを決定する情報源については、その団体がその国の言葉で発行している資料から決定するものとする。この条件をあてはめられないときは参考情報源から決定する。	
		#8.1.3	優先名称の選択	団体の優先名称には、一般によく知られている名称を選択する。慣用形や簡略形の場合もある。また、団体の名称の正式な形が容易に判明する場合は、それを優先名称として選択することもできる。 (参照: 同一名称の異なる形については、#8.1.3.1を見よ。団体の名称の変更については、#8.1.3.2を見よ。)	5.3.2.1D1.6		適用	
		#8.1.3.1	同一名称の異なる形	団体の名称に複数の異なる形がある場合は、次の優先順位で選択する。 a) 最もよく見られる形 b) 他の団体と判別できる限りで最も簡略な形(イニシャル、頭字語など) c) 簡略な形が他の団体の名称と判別できない場合は、参考資料に見られる形 (参照: 複数の異なる形が言語による場合は、#8.1.3.1A、#8.1.3.1A 別法を見よ。) (参照: 名称の変更については、#8.1.3.2を見よ。)	5.3.2.1D1 5.3.2.1D1.6.3	一部適用	典拠形アクセス・ポイントとして採用する形は、原則として多くの目録対象資料や参考資料に表示されている形とする。	
		#8.1.3.1A	言語	団体の名称に複数の言語による形がある場合は、その団体が公式に使用する言語の名称を選択する。 団体が公式に使用する言語が複数ある場合は、データ作成機関で定める言語の名称を選択する。団体が公式に使用する言語が複数ある場合に、その中にデータ作成機関で定める言語がないとき、または団体が公式に使用する言語が不明なときは、団体と結びつく資料や参考資料でよく見られる名称を選択する。 以上で判断できない場合は、データ作成機関が最初に入手した資料に最初に現れた形を、優先名称として選択する。 国際団体の名称については、その団体と結びつく資料や参考資料に現れる名称が、データ作成機関で定める言語の名称である場合は、その名称を選択する。その他の場合は、上記の規定に従って選択する。 (参照: 各言語における文字種の選択については、#8.1.3.1Bを見よ。) University of Michigan (公式使用言語が英語の場合) International Federation of Library Associations and Institutions (公式使用言語が英語を含めて複数あり、データ作成機関で定める言語が英語の場合)	5.3.2.1D1.7	一部適用	名称が複数の言語で表示される場合は、以下の優先順位によって選択する。 1) その団体の公用語の形 2) 英語形(複数の公用語があり、その一つが英語である場合) 3) その団体の刊行物中で主として用いられる言語の形	

エレメントID	コフ	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応CM番号	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#8.1.3.1A	言語 別法	*団体の名称には、日本語の名称を選択する。団体の名称が日本語の名称でない場合は、日本語への翻訳形を選択する。 団体の名称に複数の言語による形がある場合に、その中に日本語の名称があるときは、それを選択する。ないときは、団体が公式に使用する言語の名称の、日本語への翻訳形を選択する。 団体が公式に使用する言語が不明な場合は、団体と結びつく資料や参考資料でよく見られる名称の、日本語への翻訳形を選択する。 いずれも日本語への翻訳形が決定できない場合は、その言語の名称を選択する。国際団体の名称も、上記の規定に従って選択する*。 (参照: 各言語における文字種の選択については、#8.1.3.1B を見よ。)ミシガン大学 国際図書館連盟		非適用		
		#8.1.3.1B	文字種・読み	a) 日本語 表示形を優先名称として選択する。読みは、団体と結びつく資料の優先情報源における表示を優先して選択する。優先情報源に読みが表示がなければ、団体と結びつく資料のその他の情報源、参考資料、一般的な読みの順に選択する。 b) 中国語 表示形を優先名称として選択する。必要に応じて、データ作成機関の定めに従って、読みを記録する。 c) 韓国・朝鮮語 表示形を優先名称として選択する。必要に応じて、データ作成機関の定めに従って、読みを記録する。 d) 日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語 表示形または翻字形を優先名称として選択する。翻字形について、複数の形が見られる場合は、データ作成機関で定める翻字法による形を優先名称として選択する。 (参照: 言語については、#8.1.3.1A、#8.1.3.1A 別法を見よ。) (参照: 読みの記録の方法については、#8.1.4A～#8.1.4D 別法を見よ。)	5.3.2.1D3	一部適用	日本語、中国語、韓国・朝鮮語およびラテン文字を用いる言語は表示形、それ以外の言語の優先名称は翻字形とする。 優先名称のヨミのうち、固有名詞や専門用語等特殊な読み方をとする語句を含む場合は、参考資料を用いて読み方を調べ記録する。このとき、その資料名をNOTEフィールドに記録する。(→ 8.3.5.1 NOTE) このような調査によっても名称のヨミが判明しない場合や特定できない場合は、ヨミを記録しなくてもよい。 中国語、韓国・朝鮮語は別途取り扱いを参照する。	
		#8.1.3.1C	綴り	団体の同一名称に複数の綴りがある場合は、データ作成機関が最初に入手した資料に現れる形を優先名称として選択する。	5.3.2.1D1.6.2	非適用	団体名がいくつかの綴り形で表示されている場合は、 1) 正字法の公式な変更にもとづく綴り形 2) 主として用いられる綴り形 3) 目録した最初の記述対象に表示されている綴り形の順に決定する。	
		#8.1.3.1D	慣用形	団体の名称が、その母語の参考資料において慣用形で多く見られる場合は、それを優先名称として選択する。データ作成機関で定める言語の名称を選択する場合は、データ作成機関で定める言語の参考資料による。 バルテノン多摩 (正式名称: 多摩市立複合文化施設) ただし、次の団体については、それぞれの規定による。 a) 歴史の古い団体、国際団体 歴史の古い団体や国際団体の名称の慣用形が、データ作成機関で定める言語で確定している場合は、その形を優先名称として選択する。 (参照: 歴史の古い宗教団体については、#8.1.3.1F を見よ。) (参照: 国際団体については、#8.1.7 を見よ。) Potsdam Conference ポツダム会議 b) 中央政府、地方政府・自治体 中央政府または地方政府・自治体の領域の名称は、慣用形で表されることが多い。中央政府または地方政府・自治体が、その母語の参考資料において慣用形で多く見られる場合は、それを優先名称として選択する。データ作成機関で定める言語の名称を選択する場合は、データ作成機関で定める言語の参考資料による。 (参照: 場所の名称については、#12.1 を見よ。) ただし、中央政府、地方政府・自治体の名称の正式な形が通常使われている場合は、それを選択する。 Singapore (Republic of Singapore としない。)フランス (フランス共和国としない。)		適用		
		#8.1.3.1E	会議、大会、集会等	会議、大会、集会等(展示会、博覧会、祝祭等を含む)の名称が、複数の異なる形で見られる場合は、会議、大会、集会等と結びついた団体の名称(または名称の略語形)が含まれている形を優先名称として選択する。 ただし、会議、大会、集会等を団体の下部組織として扱う場合は、下部組織に関する規定が優先する。 (参照: #8.1.4.2 を見よ。) 全国図書館大会 日本行動分析学会 年次大会 会議、大会、集会等がそれ自体の固有名とそれ自体を含む一連の会議全体の名称の双方をもつ場合は、固有名を選択する。 (参照: 会議、大会、集会等の回次については、#8.6 を見よ。) UCS 2004 (International Symposium on Ubiquitous Computing Systems (2nd : 2004 : Tokyo, Japan)としない)		適用		

ID	項目番号	項目見出し	NCR2018	対応CM項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
	#8.1.3.1F	歴史の古い宗教団体	歴史の古い宗教団体の名称の慣用形が、データ作成機関で定める言語で確定している場合は、その形を優先名称として選択する。判断できない場合は、データ作成機関で定める言語における、教団等構成員の名称の慣用形、宗教団体の支部が使用している名称の慣用形の順に選択する。これらも判断できない場合は、宗教団体の発祥地の母語による名称を選択する。 (参照: #8.1.3.1Da)を見よ。) Benedictines	5.3.2.1D4.9	非適用	宗教団体等は正式名を典拠形アクセス・ポイントとする。正式名とは別に慣用されている名がある場合は、それを参照形としてSFフィールドに記録する。 寺院名については、同じ名称のものが多いため、原則として所在地を付記する。	
	#8.1.3.1G	宗教の拠点	宗教の拠点(個々の神社、寺院、教会等)の名称が、複数の異なる形で現れる場合は、よく見られる形を選択する。 伊勢神宮 よく見られる形を容易に特定できない場合は、由来となる個人、物、場所、出来事などの名称を含む形、その拠点の種類を示す語句を含む形、その拠点が存在する地名を含む形の順に優先して選択する。		非適用		
	#8.1.3.2	名称の変更	団体が名称を変更した場合は、それぞれの名称を優先名称として選択する。 選択したそれぞれの優先名称を基礎として典拠形アクセス・ポイントを構築し、相互に関連づける。 (参照: #46.3 を見よ。) 電子通信学会 (変更前の名称) 電子情報通信学会 (変更後の名称) 長谷川工務店 (変更前の名称) 長谷工コーポレーション (変更後の名称)	5.3.2.1D1.5	適用		
	#8.1.4	記録の方法	団体の優先名称は、#8.0.3 および#8.1.4.1～#8.1.7 に従って記録する。 (参照: #1.11～#1.12.3 を見よ。) (参照: 各言語の名称については、#8.1.4A～#8.1.4D 別法を見よ。) (参照: 言語および文字種の選択については、#8.1.3.1A～#8.1.3.1B を見よ。)		適用		
	#8.1.4A	日本語の優先名称	日本語の優先名称は、表示形とその読みを記録する。 表示形における漢字は、その名称の選択に使用した情報源でよく見られる字体で記録する。 読みは、片仮名読み形および(または)ローマ字読み形で、適切な単位に分ち書きして記録する。読みと表示形が完全に一致する場合は、読みの記録を省略できる。 (参照: 言語および文字種の選択については、#8.1.3.1A～#8.1.3.1B を見よ。)		適用		
	#8.1.4A	日本語の優先名称 別法	日本語の優先名称は、表示形とその読みを記録する。 *表示形における漢字は、原則として常用漢字で記録する。 読みは、片仮名読み形で、適切な単位に分ち書きして記録する*。読みと表示形が完全に一致する場合は、読みの記録を省略できる。 (参照: 言語および文字種の選択については、#8.1.3.1A～#8.1.3.1B を見よ。)		非適用		
	#8.1.4B	中国語の優先名称	中国語の優先名称は、表示形を記録する。 表示形における漢字は、原則としてその名称の選択に使用した情報源でよく見られる字体(繁体字、簡体字を含む)で記録する。 読みは、必要に応じて記録する。片仮名読み形および(または)ローマ字読み形(ピンインを含む)で、適切な単位に分ち書きして記録する。 (参照: 言語および文字種の選択については、#8.1.3.1A～#8.1.3.1B を見よ。)		適用	対応する規定を参照する。(→「中国語資料用コーディングマニュアル(案)」に沿って対応する。)	
	#8.1.4C	韓国・朝鮮語の優先名称	韓国・朝鮮語の優先名称は、表示形を記録する。 表示形における漢字は、原則としてその名称の選択に使用した情報源でよく見られる字体で記録する。 ハングルは、情報源に表示されているとおりに記録する。 読みは、必要に応じて記録する。片仮名読み形および(または)ローマ字読み形、あるいはハングル読み形で、適切な単位に分ち書きして記録する。 (参照: 言語および文字種の選択については、#8.1.3.1A～#8.1.3.1B を見よ。)		適用	対応する規定を参照する。(→「韓国・朝鮮語資料の取扱い」及び同解説)に沿って対応する。	
	#8.1.4D	日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語の優先名称	日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語の優先名称は、原則として表示形または翻字形を記録する。読みは、原則として記録しない。 (参照: 言語および文字種の選択については、#8.1.3.1A～#8.1.3.1B を見よ。)		適用		
	#8.1.4D	日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語の優先名称 別法	*日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語の優先名称は、片仮名表記形を記録する。その名称が複数の語から成る場合は、単語の単位に中点(・)を入れて記録する。または、分ち書きして記録することもできる*。読みは、原則として記録しない。 (参照: 言語および文字種の選択については、#8.1.3.1A～#8.1.3.1B を見よ。)		非適用		
	#8.1.4.1	語句等の省略					

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応CM番番	適用/一部適用/非適用の理由	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#8.1.4.1A	法人組織等の語句	団体の名称のうち、法人組織の種類、被記念者等を示す語句は、省略する。 日本博物館協会  ニホン ハクブツカン キョウカイ (正式名称:公益財団法人日本博物館協会) 東芝  トウシバ (正式名称:株式会社東芝) ローハスクラブ  ローハス クラブ (正式名称:特定非営利活動法人ローハスクラブ) 東京パレエ団  トウキョウ パレエダン (正式名称:チャイコフスキー記念東京パレエ団) 人と防災未来センター  ヒト ポウサイ ミライ センター (正式名称:阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター) ただし、その語句が名称全体の分ちがたい一部である場合、または団体の名称であることを識別するために必要な場合は、省略しない。 草野心平記念文学館  クサノ シンペイ キネン ブンガクカン (情報源の表示:いわき市立草野心平記念文学館) 三島海雲記念財団  シミマ カイウン キネン サイダン 日本語、中国語、韓国・朝鮮語の団体の名称で、法人組織の種類を示す語句が末尾にある場合は、省略しない。 柏書房株式会社  カシワ ショボウ カブシキ ガイシヤ 住友軽金属工業株式会社 研究開発センター  スミトモ ケイキンゾク コウギョウ カブシキ ガイシヤ ケンキョウ カイハツ センター (正式名称:住友軽金属工業株式会社研究開発センター)上海漫歩創造媒広告有限公司 その他の外国語の団体の名称で、法人組織の種類を示す語句が冒頭にある場合に、団体であることを識別するために必要なときは、倒置して末尾に置く。 Weser, AG (正式名称: AG Weser)	5.3.2.1D4.7 5.3.2.1D4.8	一部適用	団体の名称のうち、法人組織の種類、被記念者等を示す語句は、省略する。 ただし、識別の必要がある場合は、これらの語句を付記することができる。	
		#8.1.4.1B	イニシャルを含む名称の句読点	団体の名称の全部または一部がイニシャルで構成される場合は、省略を示すピリオドなどの記号の記録の有無は、その団体の使用方法に従う。判断できない場合は、省略する。 (参照: #1.11.10 を見よ。)	5.3.2.1D1.3	一部適用	多くの目録対象資料中表示され一般と判断できる形を典拠形アクセス・ポイントとする。判断がつかない場合は、すべてピリオドは省略する。 なお、イニシャルの間にはスペースを入れない。	
		#8.1.4.1C	冒頭の冠詞	団体の名称の冒頭に冠詞がある場合は、それを省略せずに記録する。 (参照: #1.11.8 を見よ。) The Waite グループ  The Waite グループ The Singapore Yacht Club		非適用		
		#8.1.4.1C	冒頭の冠詞 別法	*団体の名称の冒頭に冠詞がある場合は、その冠詞は省略する。Singapore Yacht Club ただし、タイトルや名称が個人名や地名のような固有名から始まる場合など、その冠詞の下に検索される場合は、その限りではない*。 (参照: #1.11.8 別法を見よ。) Los Angeles Airways	5.3.2.1D1.8	適用		
		#8.1.4.1D	会議、大会、集会等の回次、開催地、開催年	会議、大会、集会等の名称はその名称のみを優先名称として記録し、回次、開催地、開催年は省略する。 (参照: 会議、大会、集会等の回次については、#8.6 を見よ。)		適用		
		#8.1.4.2	下部組織、付属機関	団体の下部組織、付属機関は、その名称のみを優先名称として記録する。飛鳥資料館  アスカ シリョウカン (情報源の表示:奈良国立文化財研究所飛鳥資料館) ただし、その名称が a)~e)のいずれかに該当する場合は、上部組織名のうちの a)~e)に該当しない最下位のものを記録し、ピリオド、スペースで区切って、下部組織名または付属機関名を続けて記録する。上部組織名が「...立」の形の場合は、ピリオド、スペースで区切らない。必要に応じて、さらに上部組織名との間に、両者の階層の中間にある組織名のうちの識別可能な最下位のものを挿入する。 東京都立中央図書館  トウキョウ トリツ チュウオウ トンソカン 国立国語研究所 総務課  コクリツ コクゴ ケンキョウジョ ソウムカ (正式名称:大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所総務部総務課) 東京都 建設局 総務課  トウキョウト ケンセツキョク ソウムカ (情報源の表示:東京都建設局総務部総務課) 東京都 環境局 総務課  トウキョウト カンキョウキョク ソウムカ (正式名称:東京都環境局総務部総務課) 該当するか否か明らかでないものは、下部組織、付属機関の名称のみを記録する。 a) 「局」、「部」、「課」、「係」など組織下の区分を意味する語句(または他の言語で同様な語句)を含むもの 財務省 関税局  ザイムショウ カンゼイキョク (情報源の表示:財務省関税局) 日本山岳会 東海支部  ニホン サンガクカイ トウカイ シブ (情報源の表示:日本山岳会東海支部)東京都 河川部  トウキョウト カセンプ (情報源の表示:東京都建設局河川部) 石城精神医学研究所 附属新田目病院  イシキ セイシン イガク ケンキュウジョフゾク アラタメ ビョウイン (正式名称:財団法人石城精神医学研究所附属新田目病院) American Library Association. Children's Services Division b) 一般的な名称で他の組織の下部組織、付属機関とまぎらわしいもの東京都 衛生研究所  トウキョウト エイセイ ケンキュウジョ (正式名称:東京都衛生研究所) 横浜市 衛生研究所  ヨコハマシ エイセイ ケンキュウジョ (情報源の表示:横浜市衛生研究所)	5.3.2.1D1.4	一部適用	日本名の団体については、団体名に下部組織が含まれている場合はその下部組織名まで含んだ形を記録する。下部組織の一部が省略されている場合は、原則として、参考資料等によって省略された部分を調べ、補った上で記録する。調べても判明しない場合は、上部の団体名のみを記録する。 日本名以外の団体については「上部組織 下部組織」の形で記録する。	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応CM番番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
				日立製作所 中央研究所  ヒタチ セイサクジョ チュウオウ ケンキュウジョ (情報源の表示: 株式会社日立製作所中央研究所) ヤクルト本社 中央研究所  ヤクルト ホンシャ チュウオウ ケンキュウジョ (情報源の表示: 株式会社ヤクルト本社中央研究所) c) 専門分野を表す語句と、団体の種類を表す語句のみから成るもの アシックス スポーツ工学研究所  アシックス スポーツ コウガク ケンキュウジョ (正式名称: 株式会社アシックススポーツ工学研究所) University of Michigan, Transportation Research Institute (名称: Transportation Research Institute) d) 単独では団体の名称であることが不明確なもの 歌舞伎町ルネッサンス推進協議会 歌舞伎町タウンマネージメント  カブキチョウ ルネッサンス スイシン キョウ ギカイ カブキチョウ タウン マネージメント (情報源の表示: 歌舞伎町タウンマネージメント) e) 上部組織名の全体を含むもの 下部組織名、付属機関名としては、上部組織名を除いた部分のみを記録する。多摩美術大学 美術館  タマ ビ ジュツ タイガク ビジュツカン (多摩美術大学 多摩美術大学美術館としない。) f) 関係団体名 ある組織の下部組織、付属機関ではなく、関係団体としてその組織名の全体または一部を含む場合は、ピリオド、 スペースで区切らない。 東京大学平賀議研究会  トウキョウ ダイガク ヒラガ ユズル ケンキュウカイ (東京大学 平賀議研究会としない。) 京大俳句会  キョウダイ ハイクカイ (京都大学 俳句会または京都大学俳句会としない。)  含まれる団体が e)と f)のどちらに該当するか判断できない場合は、f)を適用する。				
		#8.1.4.3	合同機関	複数の団体の代表から成る合同機関は、その名称のみを記録する。 聖公会ローマカトリック合同委員会  セイコウカイ ローマ カトリック ゴウドウ インカイ ただし、複数の団体が同一の上位組織に属し、かつ合同機関の名称だけでは識別が困難な場合は、 #8.1.4.2 を適用して上部組織の名称を記録し、ピリオド、スペースで区切って、合同機関の名称を続け て記録する。		非適用		
			<#8.1.5~#8.1.7 各種 の団体>					
		#8.1.5	日本の団体					
		#8.1.5.1	国の行政機関	日本の国の行政機関は、その名称を記録する。文部科学省  モンブ カガクシヨウ 人事院  ジンジン 会計検査院  カイケイ ケンサイン林野庁  リンヤチョウ 東京高等検察庁  トウキョウ コウトウ ケンサツチョウ	5.3.2.1D4.1	適用	下部組織が含まれている場合は、その下部組織まで含んだ形を記録する。	
		#8.1.5.1A	付属機関・出先機関	日本の国の行政機関の付属機関および出先機関は、その名称のみを記録する。国土地理院  コクド チリイン 法務総合研究所  ホウム ソウゴウ ケンキュウジョ農政審議会  ノウセイ シンギカイ 東京税関  トウキョウ セイカン 札幌管区気象台  サッポロ カンク キショウダイ ただし、その名称に組織下の区分を意味する語句を含むものや、一般的な名称のものなど、#8.1.4.2a) ~e)に該当する場合は、所轄行政機関名の後に、ピリオド、スペースで区切って、その名称を続けて 記録する。 防衛省 技術研究本部  ボウエイシヨウ ギジュツ ケンキュウ ホンブ 経済産業省 近畿経済産業局  ケイザイ サンギョウシヨウ キンキ ケイザイ サンギョウキョク 国土交通省 九州地方整備局  コクド コウツウシヨウ キュウシュウ チホウ セイビキョク	5.3.2.1D4.1.1 5.3.2.1D4.1.2	一部適用	付属機関等は原則としてよく知られた形の名称を記録する。ただし、所轄の行政機 関名を冠しない形で知られる機関であっても、識別の必要がある場合は、所轄行政 機関名を冠した形を記録する。 ただし地方支分部局等は原則として所轄の行政機関名を冠しない形の名称を記録 する。	
		#8.1.5.1B	在外公館	日本の在外公館(大使館、公使館、領事館、その他の常駐機関)は、国名「日本」を記録 し、ピリオド、スペースで区切って、在外公館の名称を続けて記録する。大使館または公使館の場合 は、その所在国を丸がっこに入れて付加する。 日本 大使館 (アメリカ合衆国)   ニホン タイシカン (アメリカ ガッシュウコク) 領事館またはその他の常駐機関の場合は、その所在都市および所在国を丸がっこに入れて付加す る。 (参照: 所在都市と所在国を合わせた記録の方法については、#12.1.3.2B、#12.1.3.2B 別法を見よ。) 日本 総領事館 (オーストラリア パース)   ニホン ソウリョウジカン (オーストラリア パース)	5.3.2.1D4.4	一部適用	、「日本大使館」「日本領事館」等とし、所在国又は所在地を付記する。所在国の国 名については、慣用形でよい。	
		#8.1.5.1C	国際団体・政府間機関へ の代表団	日本から国際団体、政府間機関、国際会議、国際プロジェクト等へ派遣した代表团、委員会等は、国 名「日本」の後に、ピリオド、スペースで区切って、その名称を続けて記録する。代表团等の名称に含ま れる「日本国政府」を意味する語句は省略するが、省略すると誤解をまねく場合は、この限りではない。 日本 欧州共同体代表部  ニホン オウシュウ キョウドウタイ ダイヒョウブ (情報源の表示: 欧州共同体日本政府代表部) 代表团、委員会等の名称が判明しない場合は、「代表团」、「使節団」等と記録する。 同一の名称の他の代表团、委員会等と判別するために必要な場合は、派遣した国際団体等の名称を 丸がっこに入れて付加する。 日本 代表团 (国際連合食糧農業機関 総会 (第 12 回 : 1963 : ローマ))  ニホンダイヒョウダン (コクサイ レンゴウ ショクリョウ ノウギョウ キカン ソウカイ (ダイ 12 カイ : 1963 : ローマ))		非適用		

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応CM項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#8.1.5.2	国の立法機関および司法機関	日本の国の立法機関および司法機関は、その名称を記録する。衆議院  シュウギン 東京地方裁判所  トウキョウ チホウ サイバンシヨ最高裁判所  サイコウ サイバンシヨ 委員会などを含む下部組織は、機関名の後に、ピリオド、スペースで区切って、その名称を続けて記録する。 衆議院 法制局  シュウギン. ホウセイキョク 国立国会図書館 調査及び立法考査局  コクリツ コッカイ トショカン. チョウサ オヨビ リッポウ コウサキョク 参議院 図書館運営小委員会  サンギン. トショカン ウンエイ ショウイイン カイ (正式名称: 参議院議院運営委員会図書館運営小委員会) 日本の国会の特定の会期を示す場合は、「国会」に、回次と会期を丸がっこに入れて付加する。会期は年、月、日まで記録する。常会、臨時会、特別会の区別は記録しない。必要がある場合は、回次、会期の後に、ピリオド、スペースで区切って、衆議院と参議院のいずれかを記録する。 国会（第120回：1990年12月10日-1991年5月8日）。衆議院  コッカイ（ダイ120カイ：1990.12.10-1991.5.8）。シュウギン 委員会などの国会の特定会期における下部組織は、その後にピリオド、スペースで区切って、その名称を続けて記録する。 国会（第120回：1990年12月10日-1991年5月8日）。衆議院 予算委員会  コッカイ（ダイ120カイ：1990.12.10-1991.5.8）。シュウギン. ヨサン イインカイ	5.3.2.1D4.2	一部適用	衆議院、参議院をそれぞれ記録する。回次等が付されている場合は、それを省略する。 衆参両院に付属する委員会等、事務局、法制局についてはそれぞれ所属する院名を冠して記録する。 司法機関はその名称を記録する。	
		#8.1.5.3	政府関係機関等	日本の政府関係機関等は、その名称を記録する。 (参照: 教育・研究組織については、#8.1.5.5A、#8.1.5.5A 別法を見よ。) 沖縄振興開発金融公庫  オキナフ シンコウ カイハツ キンキュウ コウコ国際協力銀行  コクサイ キョウリョク キンコウ 日本銀行  ニホン キンコウ	5.3.2.1D4.3	適用	行政機関と同様の扱いとする。	
		#8.1.5.4	地方自治体	日本の地方自治体(地方自治体に属する機関を含む)は、その名称を記録する。市役所(役場)等は、市等の名称を記録する。 (参照: #8.1.3.1Dbを見よ。) (参照: 地方自治体の上部組織は場所の名称と同一となるため、あわせて#12を見よ。)大阪府  オオサカフ (大阪府庁としない。)八王子市  ハチオウジン (八王子市役所としない。) 愛知県 議会  アイチケン. ギカイ 東京都 教育委員会  トウキョウト. キョウイク イインカイ北海道 上川支庁  ホッカイドウ. カミカフ シチョウ 東京都の特別区および政令指定都市の行政区は、「東京都」または都市名を記録し、続けて特別区名、行政区名を記録する。 東京都墨田区  トウキョウト スミダク神戸市灘区  コウベシ ナダク 東京都港区 議会  トウキョウト ミナトク. ギカイ	5.3.2.1D4.5	適用		
		#8.1.5.5	その他の団体	日本のその他の団体は、#8.1.4～#8.1.4.3 および次の規定に従って記録する。				
		#8.1.5.5A	教育・研究組織	a) 大学、学校等 大学、学校等は、その名称のみを記録する。東北大学  トウホク ダイガク 北海道情報大学  ホッカイドウ ジョウホウ ダイガク柏陽高等学校  ハクヨウ コウトウ ガッコウ (神奈川県立柏陽高等学校としない。) ただし、その名称のみで識別が困難な場合は、上部組織名の後に、ピリオド、スペースで区切って、その名称を続けて記録する。 宮城県 第二女子高等学校  ミヤギケン. ダイニ ジョシ コウトウ ガッコウ 成田高等学校 附属小学校  ナリタ コウトウ ガッコウ. フゾク ショウガッコウ b) 大学の学部等 大学の学部等は、大学名の後に、ピリオド、スペースで区切って、その名称を続けて記録する。 (参照: #8.1.4.2を見よ。) 京都大学 文学部  キョウト ダイガク. フンガクブ 東京大学 土工工学科  トウキョウ ダイガク. ドボク コウガクカ (情報源の表示: 東京大学工学部土工工学科) 東北大学大学院 環境適応生物工学研究室  トウホク ダイガク ダイガクイン.カンキョウ テキオウ セイブツ コウガク ケンキュウシツ (正式名称: 東北大学大学院農学研究科環境適応生物工学研究室)		非適用		

レコード	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応CM項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
				<p>c) 大学に付属または付置する機関            大学に付属または付置する学校、図書館、博物館、美術館、研究所、試験所(場)、病院等は、その名称のみを記録する。            久留米中学校 クルメ チュウガッコウ            (情報源の表示: 福岡教育大学附属久留米中学校)多摩永山病院 タマ ナガヤマ ビョウイン            (正式名称: 日本医科大学多摩永山病院)            大津臨湖実験所 オオツ リンコ ジツケンジョ            (情報源の表示: 京都大学理学部附属大津臨湖実験所)            會津八一記念博物館 アイズ ヤイチ キネン ハクブツカン            (情報源の表示: 早稲田大学會津八一記念博物館)            ただし、その名称のみで識別が困難な場合は、大学名の後に、ピリオド、スペースで区切って続けて記録する。            (参照: #8.1.4.2 を見よ。)            東京芸術大学 大学美術館 トウキョウ ゲイジュツ ダイガク ダイガク ビジュツカン            (情報源の表示: 東京芸術大学美術館)            慶應義塾大学 産業研究所 ケイオウ キジユク ダイガク サンギョウ ケンキユウジョ            (情報源の表示: 慶應義塾大学産業研究所)            東京学芸大学 附属国際中等教育学校 トウキョウ ガクゲイ ダイガク フゾクコクサイ チュウトウキョウイク ガッコウ            (情報源の表示: 東京学芸大学附属国際中等教育学校)            日本大学 情報科学研究所 ニホン ダイガク ジョウホウ カガク ケンキユウジョ            (情報源の表示: 日本大学文理学部情報科学研究所)            早稲田大学 演劇博物館 ワセダ ダイガク エンゲキ ハクブツカン            (情報源の表示: 早稲田大学坪内博士記念演劇博物館)</p>		非適用		
				<p>d) 大学共同利用機関            大学共同利用機関は、その名称のみを記録する。また、大学共同利用機関の研究施設も、その名称のみを記録する。            高エネルギー加速器研究機構 コウエネルギー カソクキ ケンキユウ キョウ国立情報学研究所 コクリツ ジョウホウガク ケンキユウジョ            (正式名称: 情報・システム研究機構国立情報学研究所)            e) 大学、学校等以外の教育・研究組織            大学、学校等以外の教育・研究組織は、独立した名称の組織の場合は、その名称のみを記録する。他の団体の下部組織、付属機関、合同機関である場合は、#8.1.4.2、#8.1.4.3 に従って、その名称を記録する。            福島県立図書館 フクシマ ケンリツ トショカン 高山市 図書館 タカヤマシ、トショカン            愛知県 衛生研究所 アイチケン エイセイ ケンキユウジョ            (愛知県の下部組織)            西宮市 教育文化センター ニシノミヤシ キョウイク フンカ センター            (西宮市の下部組織)            鳥取県人権文化センター トトリケン ジンケン フンカ センター            (鳥取県の下部組織ではなく、公益社団法人)松濤美術館 ショウトウ ビジュツカン            (正式名称: 東京都渋谷区立松濤美術館。独立した名称の組織)奈良国立博物館 ナラ コクリツ ハクブツカン            (正式名称: 独立行政法人国立文化財機構奈良国立博物館)</p>		非適用		
		#8.1.5.5A	教育・研究組織 別法	<p>a) 大学、学校等            *大学、学校等は、その名称を記録する。東北大学 トウホク ダイガク            北海道情報大学 ホッカイドウ ジョウホウ ダイガク            必要に応じて、上部組織名とともに記録する。その場合は、上部組織名の後に、ピリオド、スペースで区切って、大学、学校等の名称を記録する。上部組織名が「…立」の形の場合は、ピリオド、スペースで区切らない*。            (参照: #8.1.4.2 を見よ。)            神奈川県立柏陽高等学校 カナガワ ケンリツ ハクヨウ コウトウ ガッコウ宮城県 第二女子高等学校 ミヤギケン、ダイニ ジョシ コウトウ ガッコウ            成田高等学校 附属小学校 ナリタ コウトウ ガッコウ、フゾク ショウガッコウ            b) 大学の学部等            大学の学部等は、大学名の後に、ピリオド、スペースで区切って、その名称を続けて記録する。            (参照: #8.1.4.2 を見よ。)            京都大学 文学部 キョウトウ ダイガク、ブンガクブ            東京大学 土木工学科 トウキョウ ダイガク、ドボク コウガクカ            (情報源の表示: 東京大学工学部土木工学科)            東北大学大学院 環境適応生物工学研究室 トウホク ダイガク ダイガクインカンキョウ テキオウセイブツ コウガク ケンキユウシツ            (正式名称: 東北大学大学院農学研究科環境適応生物工学研究室)</p>	5.3.2.1D4.6	一部適用	<p>a)大学の学部、学科等            全体を記録する。            b)大学の付属施設            大学名を含めた全体を記録する。            c)高等専門学校、高等学校、小中学校、幼稚園            公立学校については、設置自治体名を含めて典拠形アクセス・ポイントとする。町村立の学校については、識別の必要があれば都道府県名を付記する。            d)教育施設            教育施設に含まれるものとしては、図書館、博物館、美術館、資料館、公民館、視聴覚センター、スポーツセンター、体育館、児童館、等がある。これらのうち、公立の施設は設置自治体名を冠した形を典拠形アクセス・ポイントとする。また町村立の場合は都道府県名を付記する。</p>	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応CM項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
				<p>c) 大学に付属または付置する機関  *大学に付属または付置する学校、図書館、博物館、美術館、研究所、試験所(場)、病院等は、大学名、学部名等とともに記録する。大学名、学部名等の後に、ピリオド、スペースで区切って、付属または付置する機関の名称を記録する*。  (参照: #8.1.4.2 を見よ。)  福岡教育大学、附属久留米中学校  フクオカ キョウイク ダイガク、フゾク クルメ チュウガッコウ  (情報源の表示: 福岡教育大学附属久留米中学校)  日本医科大学、多摩永山病院  ニホン イカ ダイガク、タマ ナガヤマ ビョウイン  (正式名称: 日本医科大学多摩永山病院)  京都大学、理学部、附属大津臨湖実験所  キョウト ダイガク、リガクブ、フゾクオオツ リンコ ジッケンジョ  (情報源の表示: 京都大学理学部附属大津臨湖実験所)  早稲田大学、會津八一記念博物館  ワセダ ダイガク、アイズ ヤイチ キネン ハクブツカン  (情報源の表示: 早稲田大学會津八一記念博物館)  東京芸術大学、大学美術館  トウキョウ ゲイジュツ ダイガク、ダイガク ビジュツカン  (情報源の表示: 東京芸術大学大学美術館)  慶應義塾大学、産業研究所  ケイオウ キジユク ダイガク、サンギョウ ケンキュウジョ  (情報源の表示: 慶應義塾大学産業研究所)  東京学芸大学、附属国際中等教育学校  トウキョウ ガクゲイ ダイガク、フゾクコクサイ チュウトウキョウイク ガッコウ  (情報源の表示: 東京学芸大学附属国際中等教育学校)  日本大学、情報科学研究所  ニホン ダイガク、ジョウホク カガク ケンキュウジョ  (情報源の表示: 日本大学文理学部情報科学研究所)  早稲田大学、演劇博物館  ワセダ ダイガク、エンゲキ ハクブツカン  (情報源の表示: 早稲田大学坪内博士記念演劇博物館)</p>		一部適用	
				<p>d) 大学共同利用機関  大学共同利用機関は、その名称のみを記録する。また、大学共同利用機関の研究施設も、その名称のみを記録する。  高エネルギー加速器研究機構  コウエネルギー カソクキ ケンキュウ キョウ国立情報学研究所  コクリツ ジョウホクガク ケンキュウジョ  (正式名称: 情報・システム研究機構国立情報学研究所)  e) 大学、学校等以外の教育・研究組織  *大学、学校等以外の教育・研究組織は、独立した名称の組織の場合は、その名称を記録する。必要に応じて、上部組織名とともに記録する。その場合は、上部組織名の後に、ピリオド、スペースで区切って、その教育・研究組織の名称を記録する。上部組織名が「…立」の形の場合は、ピリオド、スペースで区切らない*。他の団体の下部組織、付属機関、合同機関である場合は、#8.1.4.2、#8.1.4.3 に従って、その名称を記録する。  福島県立図書館  フクシマ ケンリツ トシヨカン高山市、図書館  タカヤマシ、トシヨカン  愛知県、衛生研究所  アイチケン、エイセイ ケンキュウジョ  (愛知県の下部組織)  西宮市、教育文化センター  ニシノミヤシ、キョウイク ブンカ センター  (西宮市の下部組織)  鳥取県人権文化センター  トトリケン ジンケン ブンカ センター  (鳥取県の下部組織ではなく、公益社団法人)  東京都渋谷区立松濤美術館  トウキョウト シブヤ クリツ ショウトウ ビジュツカン  (正式名称: 東京都渋谷区立松濤美術館。独立した名称の組織を上部組織名とともに記録した例)  奈良国立博物館  ナラ コクリツ ハクブツカン  (正式名称: 独立行政法人国立文化財機構奈良国立博物館)</p>			
		#8.1.6	外国の団体				
		#8.1.6.1	国の機関	<p>外国の国の機関は、国名の後に、ピリオド、スペースで区切って、その名称を続けて記録する。  (参照: 国名については、#12.1 を見よ。)  Singapore, Ministry of Commerce and Industry  United States, Congress (109th, 2nd session : 2006), House  中華人民共和国、国家知識産権局  チュウカ ジンミン キョウワコク、コッカ チシキ サンケンキョク  中華人民共和国、全国人民代表大会、常務委員会  チュウカ ジンミン キョウワコク、ゼンコク ジンミン  ダイヒョウ タイカイ、ジョウム インカイ  대한민국, 해양수산부  대한민국, 헌법 재판소  대한민국, 국회, 운영위원회  イギリス、運輸省  イギリス、ウンユショウ  ドイツ連邦共和国、憲法裁判所  ドイツ レンボウ キョウワコク、ケンボウ サイバンシヨ  アメリカ合衆国、議会、経済報告合同委員会  アメリカ ガッシュウコク、ギカイ、ケイザイ ホウコク  ゴウドウ インカイ  国家元首、行政主体の統治者、政府機関の代表等の官職による優先名称は採用せず、#6 に従って、個人の名称として扱う。</p>		適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応CM項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#8.1.6.1A	在外公館	<p>一国を代表する在外公館(大使館、領事館、公使館、その他の常駐機関)は、国名の後に、ピリオド、スペースで区切って、大使館等の名称を続けて記録する。 大使館または公使館の場合は、その所在国を丸がっこに入れて付加する。 領事館またはその他の常駐機関の場合は、その所在都市および所在国を丸がっこに入れて付加する。 (参照: 所在都市と所在国をあわせた記録の方法については、#12.1.3.2B、#12.1.3.2B 別法を見よ。) 在外公館の名称から国名は省略する。 Australia, Embassy (Indonesia) オーストラリア, 大使館 (インドネシア)   オーストラリア, タイシカン (インドネシア)</p>	5.3.2.1D4.4	適用	
		#8.1.6.1B	国際団体・政府間機関への代表团	<p>一国から国際団体、政府間機関、国際会議、国際プロジェクト等へ派遣した代表团、委員会等は、国名の後に、ピリオド、スペースで区切って、その名称を続けて記録する。代表团、委員会等の名称からは名詞形の国名(政府名またはその略称)は省略するが、省略によって誤解をまねく場合はその限りではない。 代表团、委員会等の名称が判明しない場合は、「Delegation」、「Mission」または「代表团」、「使節団」等と記録する。 同一の名称の他の代表团、委員会等と判別するために必要な場合は、派遣した国際団体等の名称を付加する。このとき、付加する国際団体等の名称は、その団体の優先名称の言語および形で記録する。 Canada, Delegation to the General Assembly of the United Nations</p>		非適用	
		#8.1.6.2	地方政府・自治体	<p>外国の地方政府・自治体(地方政府・自治体に属する機関を含む)は、該当する市町村名や上位の地方政府・自治体名を、#12に従って記録する。 (参照: 優先名称における行政区分を表す語の扱いについては、#12.1.3.1Cを見よ。行政区分を表す語を識別要素として扱う場合は、#8.7.2を見よ。) 地方政府・自治体の下部組織については、#8.1.4.2に従って記録する。 Ohio 福建省  フッケンショウ 군포시 ヴァージニア州  ヴァージニアシュウカルガリー (カナダ) ニューヨーク ニューヨーク州  ニューヨークシュウ ニューヨーク州, 最高裁判所  ニューヨークシュウ, サイコウ, サイバンショ カリフォルニア州, 水質汚濁防止庁  カリフォルニアシュウ, スイシツ, オダクボウシチョウ</p>		適用	
		#8.1.6.3	その他の団体	<p>外国のその他の団体は、#8.1.4~#8.1.4.3 および次の規定に従って記録する。</p>			
		#8.1.6.3A	教育・研究組織	<p>a) 大学、学校等 大学、学校等は、その名称のみを記録する。 University of Florida 哈爾濱工業大學 한성 대학교 ミシガン大学  ミシガン, ダイガク b) 大学の学部等 大学の学部等は、大学名の後に、ピリオド、スペースで区切って、その名称を続けて記録する。 (参照: #8.1.4.2を見よ。) University of Chicago, Department of Art History 北京大学, 法学院  ペキン, ダイガク, ホウガクイン 이화 여자 대학교, 사범 대학 ハーバード大学, 医学部  ハーバード, ダイガク, イガクブ c) 大学に付属または付置する機関 大学に付属または付置する学校、図書館、博物館、美術館、研究所、試験所(場)、病院等は、その名称のみを記録する。ただし、その名称のみでは識別が困難な場合は、大学名の後に、ピリオド、スペースで区切って、その名称を続けて記録する。 (参照: #8.1.4.2を見よ。) Lee Kong Chian Natural History Museum (National University of Singapore, Faculty of Science, Lee Kong Chian Natural History Museum としない。) 上海财经大学, 公共政策研究中心 경기 대학교, 박물관 トーマス・コラム研究所  トーマス・コラム, ケンキュウジョ (情報源の表示: ロンドン大学教育学部トーマス・コラム研究所) d) 大学、学校等以外の教育・研究組織 大学、学校等以外の教育・研究組織は、独立した名称の組織の場合は、その名称のみを記録する。他の団体の下部組織、付属機関、合同機関である場合は、#8.1.4.2、#8.1.4.3に従って、その名称を記録する。 雲南省, 博物館  ウンナンショウ, ハクブツカン 부산 광역 시립, 시민 도서관 メトロポリタン美術館  メトロポリタン, ビジュツカン</p>		一部適用	<p>a)大学の学部、学科等 全体を記録する。 b)大学の付属施設 大学名を含めた全体を記録する。 c)高等専門学校、高等学校、小中学校、幼稚園 公立学校については、設置自治体名を含めて典拠形アクセス・ポイントとする。 d)教育施設 教育施設に含まれるものとしては、図書館、博物館、美術館、資料館、公民館、視聴覚センター、スポーツセンター、体育館、児童館、等がある。これらのうち、公立の施設は設置自治体名を冠した形を典拠形アクセス・ポイントとする。</p>

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応CM項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#8.1.7	国際団体	国際的に組織された連盟、学会、協会等に、複数の言語による名称がある場合は、優先名称として選択した名称のみを記録する。 (参照: 優先名称の選択については、#8.1.3.1A、#8.1.3.1A 別法を見よ。) 下部組織、付属機関である場合は、#8.1.4.2 に従って記録する。 国際団体の優先名称に慣用形を選択した場合は、その名称のみを記録する。 (参照: 慣用形の選択については、#8.1.3.1Da)を見よ。) 国際連合  コクサイ レンゴウ 国際決済銀行  コクサイ ケツサイ キンコウ 経済協力開発機構  ケイザイ キョウリョク カイハツ キコウ世界労働組合連盟  セカイ ローウドウ クミアイ レンメイ United Nations International Monetary Fund		適用		
ES		#8.2	団体の異形名称	団体の異形名称は、団体の名称の要素・サブタイプである。		適用		
		#8.2.1	記録の範囲	団体の優先名称として選択しなかった名称を、異形名称として記録することができる。また、優先名称として選択した名称の異なる形も、異形名称として記録することができる。		適用		
		#8.2.2	情報源	団体の異形名称の情報源には、団体と結びつく資料および(または)参考資料を採用する。 (参照: #8.0.2 を見よ。)		適用		
		#8.2.3	記録の方法	団体の異形名称は、#8.0.3 および次の規定に従って記録する。その読みを記録する場合は、#8.1.4A ~#8.1.4C を適用して記録する。 (参照: #1.11 ~#1.12.3 を見よ。)		適用		
		#8.2.3A	異なる言語の名称	団体の名称に複数の言語による形がある場合は、優先名称として選択しなかった言語の名称を、異形名称として記録する。 Food and Agriculture Organization of the United Nations (優先名称: 国際連合食糧農業機関  コクサイ レンゴウ ショクリョウ ノウギョウ キカン) 国際連合  コクサイ レンゴウ (優先名称: United Nations)		適用		
		#8.2.3B	異なる形	団体の優先名称として選択した名称と異なる形を記録する。次のような場合がある。 a) 詳細度が異なる形 ① 展開形 冬生活総合研究所  フユ セイカツ ソウゴウ ケンキョウジョ (優先名称: 冬総研  フユソウケン) Community for Innovation of Education through Computers (優先名称: CIEC) ② 略称形 経団連  ケイダンレン (優先名称: 経済団体連合会  ケイザイ ダンタイ レンゴウカイ) NATO (優先名称: North Atlantic Treaty Organization) b) 文字種が異なる形 ゆめ俳句会  ユメ ハイクカイ (優先名称: 夢俳句会  ユメ ハイクカイ) c) 数の表記が異なる形 101 会  イチマルイチカイ (優先名称: 一〇一会  イチマルイチカイ) 3 Owls Bird Sanctuary (優先名称: Three Owls Bird Sanctuary) d) 綴り、翻字、漢字の字体が異なる形 国学院大学  コクガクイン ダイガク (優先名称: 國學院大學  コクガクイン ダイガク) Vserossiiskii institut agrarnykh problem i informatiki (優先名称: В с е р о с с и й с к и й и н с т и т у т а г р а р н ы х п р о б л е м и и н ф о р м а т и к и) Organization of African Trade Union Unity (優先名称: Organisation of African Trade Union Unity)		適用		

IRレコード	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応CM番番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
				e) 読みのみ異なる形 雲母書房  ウンモ ショボウ (優先名称: 雲母書房  キララ ショボウ) f) 優先名称に含まない上部組織名、中間組織名、関係団体名をも含む形日本、財務省、関税局   ニホン、ザイムショウ、カンゼイキョク (優先名称: 財務省、関税局  ザイムショウ、カンゼイキョク) 東京都、建設局、河川部  トウキョウト、ケンセツキョク、カセンブ (優先名称: 東京都、河川部  トウキョウト、カセンブ) 福岡教育大学、附属久留米中学校  フクオカ キョウウイク ダイガク、フゾク クルメ チュウガッコウ (優先名称: 久留米中学校  クルメ チュウガッコウ) 早稲田大学、會津八一記念博物館  ワセダ ダイガク、アイズ ヤイチ キネン ハクブツカン (優先名称: 會津八一記念博物館  アイズ ヤイチ キネン ハクブツカン) g) その他 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター  ハンシン アワジ ダイシンサイ キ ネン ヒト ト ボウサイ ミライ センター (優先名称: 人と防災未来センター  ヒト ト ボウサイ ミライ センター) 海洋政策研究財団  カイヨウ セイサク ケンキユウ ザイダン (優先名称: シップアンドオーシャン財団  シップ アンド オーシャン ザイダン)				
			<#8.3~#8.7 名称以外の 識別要素>					
E	*	#8.3	団体と結びつく場所	団体と結びつく場所は、エレメントである。 団体と結びつく場所は、会議、大会、集会等では、コア・エレメントである。その他の団体では、同一名 称の他の団体と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。		適用		
		#8.3.1	記録の範囲	団体と結びつく場所には、会議、大会、集会等の開催地や団体の本部所在地(または団体の活動地) などがある。 団体と結びつく場所は、その団体に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレ メントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#28.1.2、#28.1.2 任意追加を見よ。)	5.3.3.2D	一部適用	団体の所在地又は設立地にあたる地名を記録する。	
		#8.3.1.1	エレメント・サブタイプ	団体と結びつく場所には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 会議、大会、集会等の開催地(参照: #8.3.3.1 を見よ。) b) 団体と結びつくその他の場所(参照: #8.3.3.2 を見よ。)		適用		
		#8.3.2	情報源	団体と結びつく場所は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #8.0.2 を見よ。)		適用		
		#8.3.3	記録の方法	団体と結びつく場所は、#12 に従って記録する。		適用		
ES	*	#8.3.3.1	会議、大会、集会等の開 催地	会議、大会、集会等の開催地は、団体と結びつく場所のエレメント・サブタイプである。会議、大会、集 会等の開催地は、コア・エレメントである。 会議、大会、集会等が開催された地名を記録する。長野県 (優先名称: オリンピック冬季競技大会  オリンピック トウキ キョウギ タイカイ) Washington D.C. (優先名称: National Conference on Scientific and Technical Data) ただし、開催地よりも関係団体の名称を記録する方が識別に役立つ場合、または開催地が不明である か容易に確認できない場合は、開催地に代えて関係団体の名称を記録する。 (参照: #8.4 を見よ。) オンラインで開催された会議は、「オンライン」または「Online」と記録する。 (参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#28.1.7 を見よ。)		非適用		
		#8.3.3.1.1	複数の開催地	会議、大会、集会等が複数の場所で開催された場合は、すべての開催地の名称を記録する。開催地 の代わりに関係団体を記録する場合も、すべての開催団体の名称を記録する。 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、長野県 (優先名称: オリンピック夏季競技大会  オリンピック カキ キョウギ タイカイ)		非適用		
		#8.3.3.1.1	複数の開催地 別法	*会議、大会、集会等が複数の場所で開催された場合は、主な開催地の名称または開催地の上位の 場所の名称を記録する。開催地の代わりに関係団体を記録する場合は、主な団体の名称を記録する *。 東京都 (優先名称: オリンピック夏季競技大会  オリンピック カキ キョウギ タイカイ) (主な開催地の名称の例) 日本、韓国 (優先名称: ワールドカップ  ワールド カップ) (開催地の上位の場所の名称の例)		非適用		
ES	*	#8.3.3.2	団体と結びつくその他の場 所	団体と結びつくその他の場所は、団体と結びつく場所のエレメント・サブタイプである。団体と結びつくそ の他の場所は、同一名称の他の団体と判別するために必要な場合は、コ ア・エレメントである。 団体と関係する場所やその本部所在地について、国、地方政府・自治体の名称、またはそれらの行政 区分より下位の地名から、適切なものを記録する。 東京都中野区 (優先名称: クレア) 東京都千代田区 (優先名称: クレア) 団体の存続期間中に地名が変化した場合は、存続期間中の最も新しい地名を記録する。	5.3.3.3D3	一部適用	団体の存続中に地方法域名や地理的所在地名が変わった場合は、原則として設立 時の名称を記録する。 その地名に対する現在の地名が判明する場合は、その現在の地名を付記すること ができる。 設立時の地名が判明しない場合は地域名を記録することができる。	
		#8.3.3.2	団体と結びつくその他の場 所 任意追加	団体の存続期間中に地名が変化した場合に、識別に重要なときは、変化前の地名を記録する。		一部適用	現在の地名が判明する場合は、その現在の地名を付記することができる。	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応CM項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
E	*	#8.4	関係団体	関係団体は、エレメントである。 関係団体は、会議、大会、集会等の開催地より識別に役立つ場合、または開催地が不明または容易に確認できない場合は、コア・エレメントである。団体の本部所在地等より識別に役立つ場合、または本部所在地等が不明または容易に確認できない場合は、同一名称の他の団体と判別するために必要であれば、コア・エレメントである。		非適用	
		#8.4.1	記録の範囲	関係団体は、その団体に密接な関連がある他の団体である。 関係団体は、その団体に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#28.1.3、#28.1.3 任意追加を見よ。)		非適用	
		#8.4.2	情報源	関係団体は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #8.0.2 を見よ。)		非適用	
		#8.4.3	記録の方法	関係団体は、それ自体の優先名称または優先名称として選択すべき形の名称を記録する。東京学芸大学 〔「社会科教育研究会 シャカイカ キョウイク ケンキュウカイ」(優先名称)の関係団体の優先名称) 東京教育大学 附属小学校 〔「社会科教育研究会 シャカイカ キョウイク ケンキュウカイ」(優先名称)の関係団体の優先名称)		非適用	
E	*	#8.5	団体と結びつく日付	団体と結びつく日付は、エレメントである。 団体と結びつく日付のうち、会議、大会、集会等の開催年は、コア・エレメントである。設立年および(または)廃止年は、同一名称の他の団体と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。設立年および廃止年がともに不明であれば、団体の活動期間は、同一名称の他の団体と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。	5.3.3.3C	一部適用	団体と結びつく日付は、エレメントである。 設立年および(または)廃止年は、同一名称の他の団体と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。
		#8.5.1	記録の範囲	団体と結びつく日付には、設立年、廃止年、活動期間、会議、大会、集会等の開催年がある。 団体と結びつく日付は、その団体に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#28.1.4、#28.1.4 任意追加を見よ。)		適用	
		#8.5.1.1	エレメント・サブタイプ	団体と結びつく日付には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 設立年(参照: #8.5.3.1 を見よ。) b) 廃止年(参照: #8.5.3.2 を見よ。) c) 団体の活動期間(参照: #8.5.3.3 を見よ。) d) 会議、大会、集会等の開催年(参照: #8.5.3.4 を見よ。)		一部適用	団体と結びつく日付には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 設立年(参照: #8.5.3.1 を見よ。) b) 廃止年(参照: #8.5.3.2 を見よ。) d) 会議、大会、集会等の開催年(参照: #8.5.3.4 を見よ。)
		#8.5.2	情報源	団体と結びつく日付は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #8.0.2 を見よ。)		適用	
		#8.5.3	記録の方法	団体と結びつく日付は、原則としてその西暦年をアラビア数字で記録する。 推定年の場合は、「?」を付加して記録する。推定年では、2年間のいずれか不明な場合に二つの年を「または」または「or」で続けて記録することも、おおよその年のみが判明している場合に「頃」または「approximately」を付して記録することもできる。	5.3.3.3D	適用	
ES	*	#8.5.3.1	設立年	設立年は、団体と結びつく日付のエレメント・サブタイプである。 設立年は、同一名称の他の団体と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。団体が設立された年を記録する。 複数の政府が(例えば、占領、内乱などによって)同一地域の主権を主張している場合は、それぞれの政府の設立年を記録する。 1868 2003? 1700 年頃 approximately 1700		適用	
ES	*	#8.5.3.2	廃止年	廃止年は、団体と結びつく日付のエレメント・サブタイプである。 廃止年は、同一名称の他の団体と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。団体が廃止された年または活動を終了した年を記録する。 複数の政府が(例えば、占領、内乱などによって)同一地域の主権を主張している場合は、それぞれの政府の廃止年を記録する。 1998 2008 または 2009 2008 or 2009		適用	
ES	*	#8.5.3.3	団体の活動期間	団体の活動期間は、団体と結びつく日付のエレメント・サブタイプである。 団体の活動期間は、同一名称の他の団体と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。 団体の活動が判明している期間を記録する。 活動していることが判明している最古年と最新年を、ハイフンで結んで記録する。活動期間を年で示せない場合は、その団体が活動していた世紀を記録する。 19 世紀 19th century 1998–2014 16 世紀–17 世紀 16th century–17th century		非適用	

エレメントID	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応CM番号	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
ES	*	#8.5.3.4	会議、大会、集会等の開催年	会議、大会、集会等の開催年は、団体と結びつく日付のエレメント・サブタイプである。会議、大会、集会等の開催年は、コア・エレメントである。 会議、大会、集会等の開催された西暦年をアラビア数字で記録する。開催期間が2年以上にわたる場合は、ハイフンで結んで記録する。日本の会議、大会、集会等の場合は、必要に応じて「年度」または「FY」として記録することができる。 1998 (優先名称: オリンピック冬季競技大会 オリンピック トウキ キョウギ タイカイ) 2000 (優先名称: National Conference on Scientific and Technical Data) 2011-2012 (優先名称: Europalia) 同年に同一名称で開催された複数の会議、大会、集会等を判別する必要がある場合は、特定の日付を記録する。日付は年、月、日の順に、月を示す語を英語等とする場合は、間をスペースで区切って、アラビア数字のみの場合はピリオド、スペースで区切って続けて記録する。 (参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#28.1.7 を見よ。) 2017. 4. 14 (優先名称: 全国知事会議) 2016 October 20 (優先名称: Policy Dialogue Forum)	5.3.3.3D	一部適用	会議、大会、集会等の開催年は、団体と結びつく日付のエレメント・サブタイプである。会議、大会、集会等の開催年は、コア・エレメントである。会議、大会、集会等の開催された西暦年をアラビア数字で記録する。開催年が複数ある場合は、年号の昇順に開催年を記入する。	
E	*	#8.6	会議、大会、集会等の回次	会議、大会、集会等の回次は、エレメントである。 会議、大会、集会等の回次は、コア・エレメントである。		一部適用	会議、大会、集会等の回次は、エレメントである。	
		#8.6.1	記録の範囲	会議、大会、集会等の回次は、一連の会議、大会、集会等の番号付けである。 (参照: #8.1.3.1E、#8.1.4.1D を見よ。) 会議、大会、集会等の回次は、その団体に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#28.1.7 を見よ。)		非適用	注記として記録する	
		#8.6.2	情報源	会議、大会、集会等の回次は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #8.0.2 を見よ。)		適用		
		#8.6.3	記録の方法	データ作成機関で定める言語における標準的な序数を示す形式で記録する。日本語で記録する場合は、「第」を省略せず、数はアラビア数字で記録する。 第 18 回 (優先名称: オリンピック冬季競技大会 オリンピック トウキ キョウギ タイカイ) 2nd (優先名称: National Conference on Scientific and Technical Data) 第 3 期 (優先名称: 日韓文化交流会議 ニッカン ブンカ コウリユウ カイギ)		適用		
E	*	#8.7	その他の識別要素	その他の識別要素は、エレメントである。 その他の識別要素は、団体の名称であることが不明確な優先名称である場合は、コア・エレメントである。その他の場合は、同一名称の他の団体と判別するために必要なときに、コア・エレメントである。		非適用		
		#8.7.0	通則					
		#8.7.0.1	記録の範囲・情報源					
		#8.7.0.1.1	記録の範囲	その他の識別要素は、#8.3~#8.6 で規定した要素以外の団体の名称と結びつく情報である。		非適用		
		#8.7.0.1.1.1	エレメント・サブタイプ	その他の識別要素には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 団体の種類 (参照: #8.7.1 を見よ。) b) 行政区分を表す語 (参照: #8.7.2 を見よ。) c) その他の識別語句 (参照: #8.7.3 を見よ。)		非適用		
		#8.7.0.1.2	情報源	その他の識別要素は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #8.0.2 を見よ。)		非適用		
		#8.7.0.2	記録の方法	#8.7.1.2~#8.7.3.2 に従って記録する。		非適用		
		#8.7.1	団体の種類	団体の種類は、その他の識別要素のエレメント・サブタイプである。 団体の種類は、団体の名称であることが不明確な優先名称である場合は、コア・エレメントである。その他の場合は、同一名称の他の団体と判別するために必要なときに、コア・エレメントである。		非適用		
		#8.7.1.1	記録の範囲	団体の種類には、団体であることを示す総称的な語句、または団体の種類を具体的に示す語句がある。団体の種類は、その団体に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: 典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#28.1.1 を見よ。)		非適用		
		#8.7.1.2	記録の方法	団体の種類は、データ作成機関で定める言語で適切な語句を記録する。データ作成機関で定める言語に適切な語句がないか判断できない場合は、その団体が公式に使用する言語で記録する。 団体社教会 ラジオ局 Organization Firm Church Radio Station		非適用		
		#8.7.2	行政区分を表す語	行政区分を表す語は、その他の識別要素のエレメント・サブタイプである。 行政区分を表す語は、同一名称の他の団体と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。		非適用		

エレメントID	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応CM項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#8.7.2.1	記録の範囲	行政区分を表す語は、市町村名やそれより上位の地方政府・自治体名に含まれる行政区分を表す語（「State」、「City」など）である。 優先名称に行政区分を表す語を含まない場合は、識別要素として用いる（例えば、州の優先名称「New York」における識別要素としての行政区分を表す語「State」）。 優先名称に行政区分を表す語を含む場合は、識別要素としては扱わない（例えば、市の優先名称「富山市」にはすでに行政区分を表す語「市」が含まれている。） （参照：#8.1.6.2を見よ。） 行政区分を表す語は、その団体に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 （参照：典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#28.1.5を見よ。）		非適用	
		#8.7.2.2	記録の方法	行政区分を表す語は、データ作成機関で定める言語で記録する。データ作成機関で定める言語に適切な語句がないか判断できない場合は、その団体が公式に使用する言語で記録する。 City County Province State		非適用	
		#8.7.3	その他の識別語句	その他の識別語句は、その他の識別要素のエレメント・サブタイプである。 その他の識別語句は、団体の名称であることが不明確な優先名称である場合に、団体の種類を記録しないときは、コア・エレメントである。その他の場合は、同一名称の他の団体と判別するために必要なときに、コア・エレメントである。		非適用	
		#8.7.3.1	記録の範囲	その他の識別語句は、団体と結びつく場所（参照：#8.3を見よ。）、関係団体（参照：#8.4を見よ。）、団体と結びつく日付（参照：#8.5を見よ。）、団体の種類（参照：#8.7.1を見よ。）、行政区分を表す語（参照：#8.7.2を見よ。）では、同一名称の他の団体と判別するために不十分な場合に用いる情報である。その他の識別語句には、複数の政府が（例えば、占領、内乱などによって）同一地域の主権を主張している場合の政府のタイプを示す語句、その他の情報を示す語句も含む。 その他の識別語句は、その団体に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 （参照：典拠形アクセス・ポイントの一部となる場合は、#28.1.6を見よ。）		非適用	
		#8.7.3.2	記録の方法	その他の識別語句は、データ作成機関で定める言語で適切な語句を記録する。 Territory under British Military Administration （優先名称：Malaya。団体と結びつく日付：1945-1946）サッカー （優先名称：ワールドカップ ワールド・カップ）クリケット （優先名称：ワールドカップ ワールド・カップ） 団体の優先名称からそれが団体の名称であることが不明確であり、かつ団体の種類を記録しない場合は、適切な語句を記録する。		非適用	
			<#8.8～#8.16 説明・管理要素>				
		#8.8	団体の言語	団体の言語は、エレメントである。		非適用	
		#8.8.1	記録の範囲	団体の言語は、団体がコミュニケーションに使用する言語である。 団体の言語は、独立したエレメントとして記録し、その団体に対する統制形アクセス・ポイントの一部としては記録しない。		非適用	
		#8.8.2	情報源	団体の言語は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 （参照：#8.0.2を見よ。）		非適用	
		#8.8.3	記録の方法	団体がコミュニケーションに使用する言語を、データ作成機関で定める用語で記録する。言語の名称の適切なリストが利用可能ならば、そのリストから選択する。		非適用	
		#8.9	アドレス	アドレスは、エレメントである。		非適用	
		#8.9.1	記録の範囲	アドレスは、団体の本部所在地または所在地の住所および（または）電子メールまたはインターネットのアドレスである。 アドレスは、独立したエレメントとして記録し、その団体に対する統制形アクセス・ポイントの一部としては記録しない。		非適用	
		#8.9.2	情報源	アドレスは、どの情報源に基づいて記録してもよい。 （参照：#8.0.2を見よ。）		非適用	
		#8.9.3	記録の方法	団体の活動している場所の住所および（または）電子メールまたはインターネットのアドレスは、表示されているものを全体を記録する。		非適用	
		#8.10	活動分野	活動分野は、エレメントである。		適用	
		#8.10.1	記録の範囲	活動分野は、団体が従事している業務等の分野および（または）権限、責任、主権等を有している領域である。 活動分野は、独立したエレメントとして記録し、その団体に対する統制形アクセス・ポイントの一部としては記録しない。		適用	
		#8.10.2	情報源	活動分野は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 （参照：#8.0.2を見よ。）		適用	
		#8.10.3	記録の方法	団体が従事している分野および（または）権限、責任、主権等を有している領域を示す用語を記録する。		適用	
		#8.11	沿革	沿革は、エレメントである。		適用	
		#8.11.1	記録の範囲	沿革は、団体の歴史に関する情報である。 沿革は、独立したエレメントとして記録し、その団体に対する統制形アクセス・ポイントの一部としては記録しない。		適用	

エレメントID	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応CM項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#8.11.2	情報源	沿革は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #8.0.2 を見よ。)		適用	
	#8.11.3	記録の方法	団体の歴史に関する情報を記録する。 それが適切な場合は、特定の識別要素に結びつく情報をも、沿革として記録する。		適用	
	#8.12	団体の識別子	団体の識別子は、エレメントである。 団体の識別子は、コア・エレメントである。		適用	
	#8.12.1	記録の範囲	団体の識別子は、団体または団体に代わる情報(典拠レコードなど)と結びつく一意の文字列である。 識別子は、団体を他の団体と判別するために有効である。		適用	
	#8.12.2	情報源	団体の識別子は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #8.0.2 を見よ。)		適用	
	#8.12.3	記録の方法	団体の識別子を、容易に確認できる場合は、識別子付与に責任を有する機関等の名称または識別可能な語句に続けて記録する。 国立国会図書館典拠 ID: 00267599 (日本図書館協会の国立国会図書館の典拠 ID)		適用	
	#8.13	使用範囲	使用範囲は、エレメントである。		非適用	
	#8.13.1	記録の範囲	使用範囲は、団体の優先名称とした名称が結びつく著作のタイプや形式である。		非適用	
	#8.13.2	情報源	使用範囲は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #8.0.2 を見よ。)		非適用	
	#8.13.3	記録の方法	団体の優先名称となった名称の使用範囲に関する情報を記録する。		非適用	
	#8.14	確定状況	確定状況は、エレメントである。		非適用	
	#8.14.1	記録の範囲	確定状況は、団体を識別するデータの確定の程度を示す情報である。		非適用	
	#8.14.2	情報源	確定状況は、どこから判断してもよい。 (参照: #8.0.2 を見よ。)		非適用	
	#8.14.3	記録の方法	確定状況は、次のいずれかの該当する条件に対応した用語を記録する。 a) 確立 団体に対する典拠形アクセス・ポイントとして、データが十分な状態にある場合は、「確立」または「fully established」と記録する。 b) 未確立 団体に対する典拠形アクセス・ポイントとして、データが不十分な状態にある場合は、「未確立」または「provisional」と記録する。 c) 暫定 資料自体を入手できず、体現形の記述から採用した場合は、「暫定」または「preliminary」と記録する。		非適用	
	#8.15	出典	出典は、エレメントである。		適用	
	#8.15.1	記録の範囲	出典は、団体の名称または名称以外の識別要素を決定する際に使用した情報源である。		適用	
	#8.15.2	情報源	出典は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #8.0.2 を見よ。)		適用	
	#8.15.3	記録の方法	団体の優先名称または異形名称を決定する際に使用した情報源を記録し、簡略な説明を付す。情報源内の情報を発見した箇所を特定できるように記録する。 優先名称を決定する際に役に立たなかった情報源についても、「情報なし」または「No information found」と付加して記録する。 名称以外の識別要素については、必要に応じてその情報源を記録する。		適用	
	#8.16	データ作成者の注記	データ作成者の注記は、エレメントである。 データ作成者の注記は、団体に対する典拠形アクセス・ポイントを使用または更新するデータ作成者にとって、または関連する個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する者に役立つ説明である。 必要に応じて、次のような注記を記録する。 a) 典拠形アクセス・ポイントの構築に適用する、特定の規定に関する注記 b) 優先名称の選択、典拠形アクセス・ポイントの形等の根拠に関する注記 c) 典拠形アクセス・ポイントの使用を限定する注記 d) 類似の名称をもつ個人・家族・団体と判別するための注記 e) その他の重要な情報を説明する注記		適用	